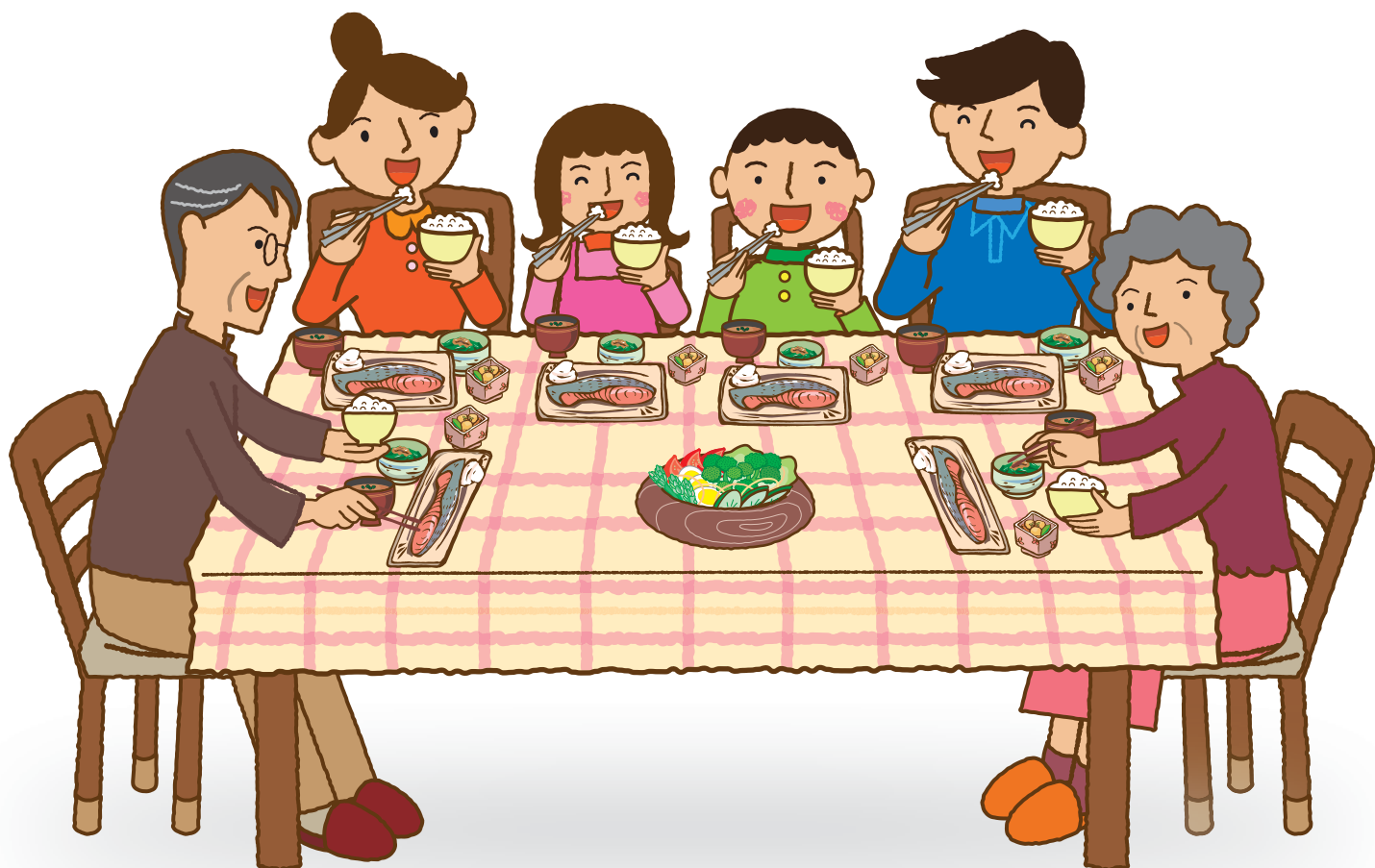


第二次 かごしま市食育推進計画



鹿 児 島 市

はじめに



私たちが心身ともに健康で、生涯にわたって生き生きと暮らしていくために、「食」は欠かすことのできないものです。

しかし、近年、ライフスタイルや価値観が多様化し、食を取り巻く環境は大きく変化してきました。栄養の偏りや食習慣の乱れ、伝統的な食文化の喪失、食品の安全性への不安といった食をめぐる様々な問題が顕在化しており、その解決のために「食育」を推進する必要があります。

このような中、本市では、平成21年に「かごしま市食育推進計画」を策定し、豊かな自然や食材に恵まれた特性を生かしながら、市民が食に関心を持ち、食を味わい、伝え、体験し、食の楽しさを身に付けることを通して食育の推進に取り組んできました。このたび、この計画期間が終了することから、これまでの進捗状況や食をめぐる現状・課題等を踏まえ、「第二次かごしま市食育推進計画」(平成26年度～平成30年度)を策定いたしました。

この計画は、「食を通じて、健康で生き生きと生活できる活力あるかごしま市の実現」を基本理念とし、5つの基本目標を掲げるとともに、ライフステージに応じた市民一人ひとりの取組を盛り込んでおり、今後の本市の食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとしております。

今後、この計画のもと、関係機関や団体と連携して、生涯にわたって切れ目のない取組を進めてまいりますので、市民の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

終わりに、計画の策定に当たり、熱心にご審議いただきました鹿児島市食育推進委員会委員をはじめ、ご意見やご協力を賜りました市民の皆様及び関係各位に心から感謝申し上げます。

平成26年3月

鹿児島市長 森 博 幸

目次

第1章 計画策定の趣旨等 1

- 1 策定の趣旨 1
- 2 策定の背景 1
- 3 計画の位置づけ 2
- 4 計画期間 2

第2章 食育の現状と課題 3

- 1 食育に関する市民意識調査結果から見る食育の現状 . . . 3
- 2 かごしま市食育推進計画目標値達成状況 16
- 3 課題のまとめ 17

第3章 計画の基本理念等 19

- 1 基本理念 19
- 2 基本目標 19
- 3 施策の体系 20

第4章 施策の展開 21

- 1 「食」で健康な心身をつくろう 21
 - (1) 食育の意識啓発 21
 - (2) 健全な食生活の推進 22
- 2 「食」の楽しさを身に付けよう 25
 - (1) 家庭・地域における食育推進 25
 - (2) 学校等における食育推進 26
- 3 鹿児島県の「食」を味わい伝えよう 29
 - (1) 地産地消の推進 29
 - (2) 郷土料理・食文化の継承 30
- 4 「食」を体験しよう 33
 - (1) 農林漁業体験の促進 33
 - (2) 環境に配慮した取組の推進 33
- 5 「食」について知ろう 35

- (1) 食品の安全性の確保 3 5
- (2) 食品表示の適正化の推進 3 6

第 5 章 ライフステージに応じた取組 3 7

- 1 乳幼児期 3 7
- 2 学童・思春期 3 8
- 3 青年期 3 9
- 4 壮年期 4 0
- 5 高齢期 4 1

第 6 章 計画の数値目標 4 2

第 7 章 計画の推進体制 4 3

資料編 4 4

- 策定経過 4 5
- 鹿児島市食育推進委員会設置要綱 4 6
- 鹿児島市食育推進委員会委員名簿 4 7
- 鹿児島市食育推進連絡会議設置要綱 4 8
- 食育基本法 5 0
- 本市の主な事業一覧 5 8
- 用語解説 6 5

第1章 計画策定の趣旨等

1 策定の趣旨

本市では、平成21年3月に「かごしま市食育推進計画」を策定し、恵まれた自然環境と豊かな食材を有する特性を生かして、家庭や地域、保育所・幼稚園・小中学校等、また食料の生産者など食に関わる関係機関・団体等が連携して、食育の推進に取り組んできました。

この「かごしま市食育推進計画」の計画期間が平成25年度末で終了することから、これまでの進捗状況や食をめぐる現状・課題等を踏まえ、今後の本市の食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「第二次かごしま市食育推進計画」を策定するものです。

2 策定の背景

食は命の源であり、食育は生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものです。

我が国では、近年、国民のライフスタイルや価値観が多様化し、これに伴い食を取り巻く環境は大きく変化しています。

また、栄養の偏りや食習慣の乱れによる肥満や生活習慣病※の増加、食料自給率低下の一方で食べ残しなどによる食料の無駄、食品の安全性への不安、伝統的な食文化の喪失など、食に関わるさまざまな問題が生じています。

このような状況の中、国は、国民運動として食育の推進に取り組んでいくため、平成17年6月に「食育基本法」を制定、平成18年3月に「食育推進基本計画」を策定し、多様な主体とともに食育を推進してきました。

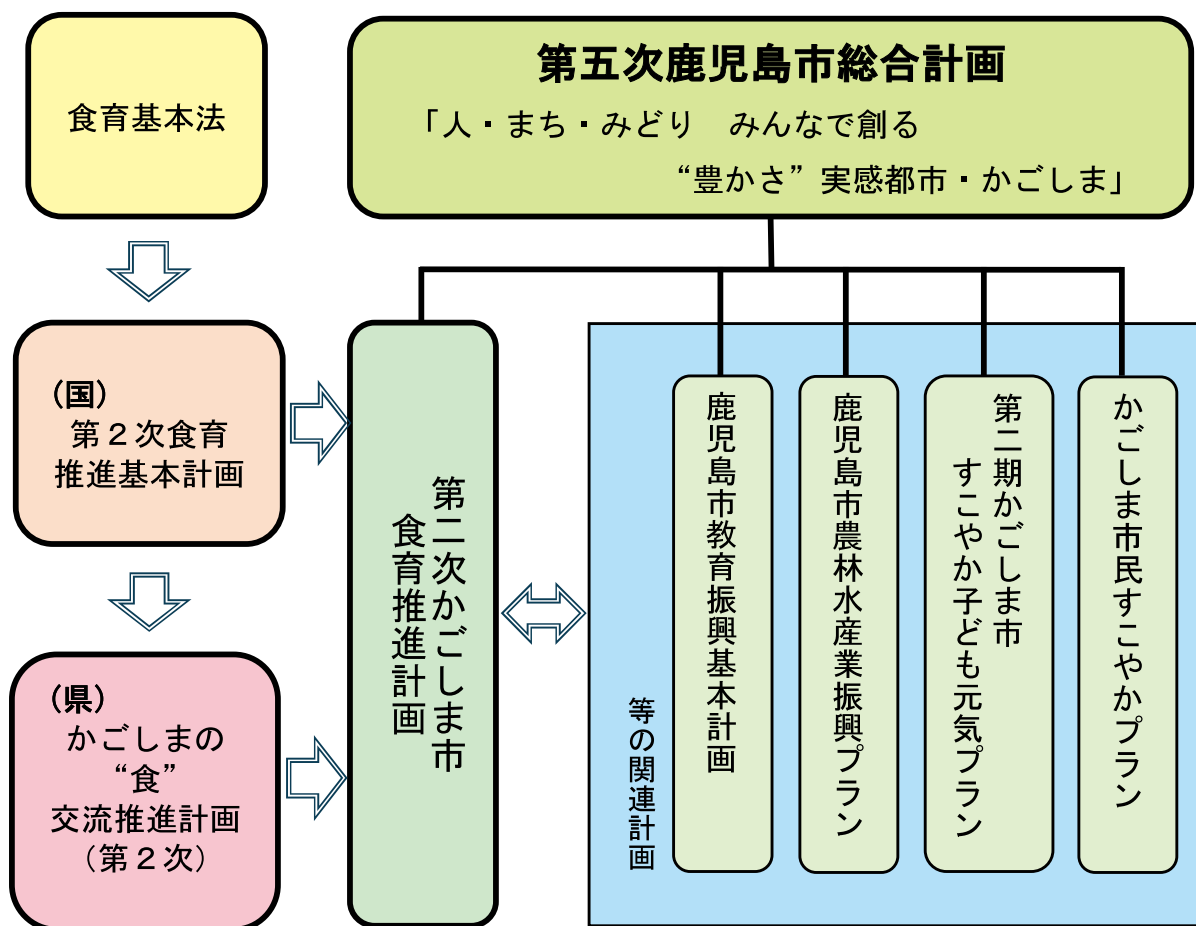
その結果、食育は着実に推進されてきましたが、生活習慣病有病者の増加や朝食の欠食、一人で食事をとるいわゆる「孤食」が依然として見受けられるなど、食をめぐる諸課題への対応の必要性はむしろ増していることから、平成23年3月に、「生涯にわたるライフステージに応じた間断ない食育の推進」、「生活習慣病の予防及び改善につながる食育の推進」、「家庭における共食を通じた子どもへの食育の推進」を重点課題とした「第2次食育推進基本計画」を策定し、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとしています。

また、鹿児島県においても、平成23年3月に、地産地消を基本とした健康で豊かな食生活の実現を目指し、「かごしまの“食”交流推進計画（第2次）」を策定しています。

3 計画の位置づけ

本計画は、食育基本法第18条第1項に基づく市町村食育推進計画であり、本市における食育の推進に関する施策について定めるものです。

また、本市の行財政運営を総合的かつ計画的に進めるための最上位計画である「第五次鹿児島市総合計画」の個別計画として位置づけるとともに、本市関連計画との整合性を図ります。



4 計画期間

計画の期間は、平成26年度から平成30年度までの5年間とします。

なお、状況の変化などが生じた場合には、必要に応じて、計画内容を見直すこととします。

第2章 食育の現状と課題

第2章

1 食育に関する市民意識調査結果から見る食育の現状

【食育に関する市民意識調査の概要】

○ 調査目的

「かごしま市食育推進計画（平成21～25年度）」の目標値の達成状況や食育に関する現状、課題を把握し最終評価を行うとともに、次期食育推進計画の内容、数値目標を検討し、計画を策定するための基礎資料として活用するために、市民意識調査を実施した。

○ 調査方法

郵送法

○ 調査対象

- (1) 18歳以上の市民
- (2) 中学生から18歳未満の市民
- (3) 未就学児・小学生（保護者による回答）

合計 5,800人（対象は、住民基本台帳から無作為抽出）

○ 調査時期

平成25年7月

○ 調査対象者数等

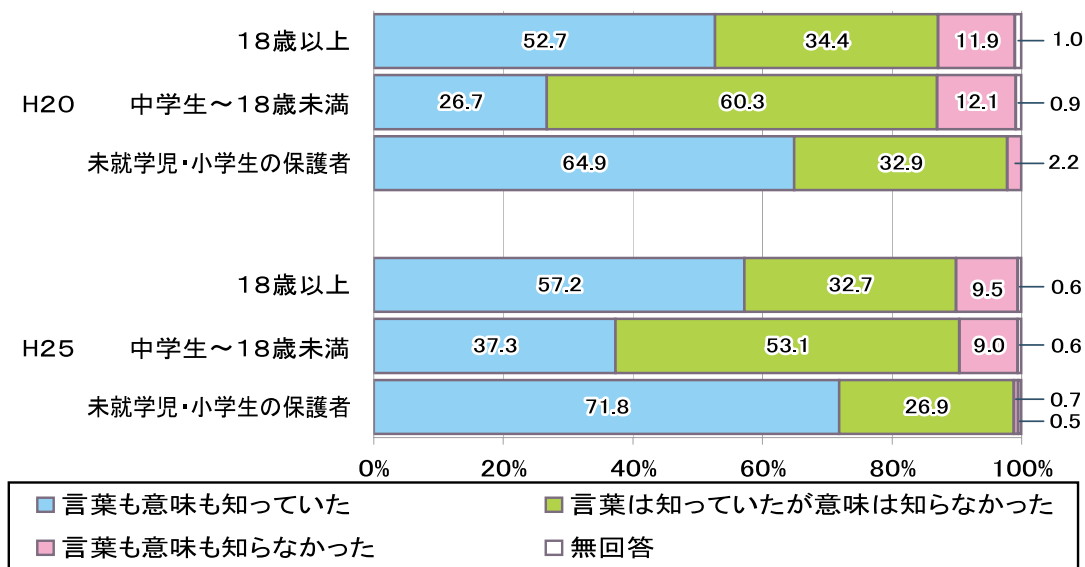
	対象者数	回答数	回答率
18歳以上の市民	4,300人	2,196	51.1%
中学生から18歳未満の市民	750人	354	47.2%
未就学児・小学生 （保護者による回答）	750人	401	53.5%
合計	5,800人	2,951	50.9%

(1) 「食」への関心の向上・食品の安全性の確保【「食」について知ろう】

① 食育の周知度

食育という言葉を知っていた人の割合（「言葉も意味も知っていた」及び「言葉は知っていたが意味は知らなかった」の合計）は、18歳以上で 89.9%、中学生から18歳未満で 90.4%となっており、平成20年度調査（以下、20年度と記載）と比較すると増加しています。

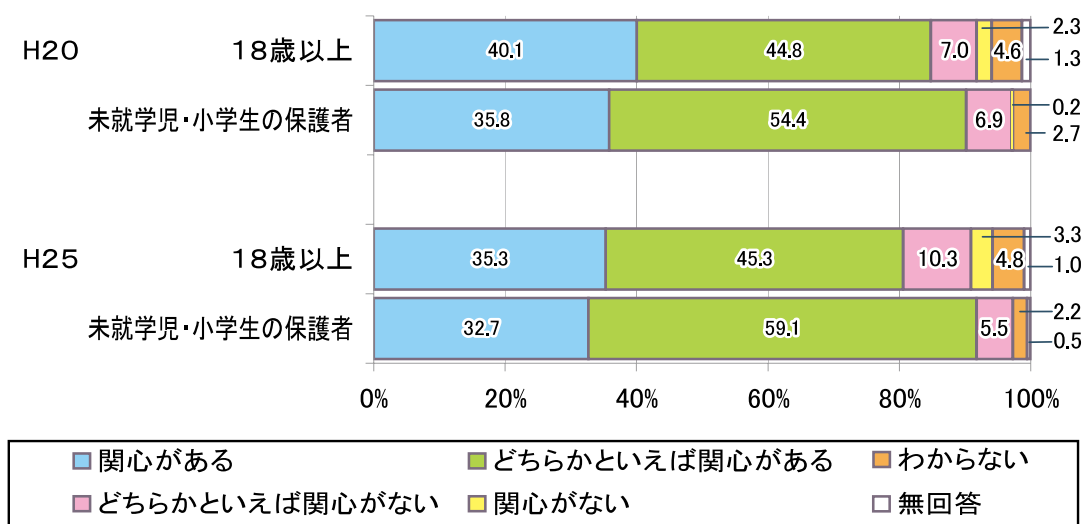
「食育」という言葉や、その意味を知っていましたか



② 食育の関心度

食育に関心がある人の割合（「関心がある」及び「どちらかといえば関心がある」の合計）は、18歳以上で 80.6%となっており、20年度と比較すると減少しています。

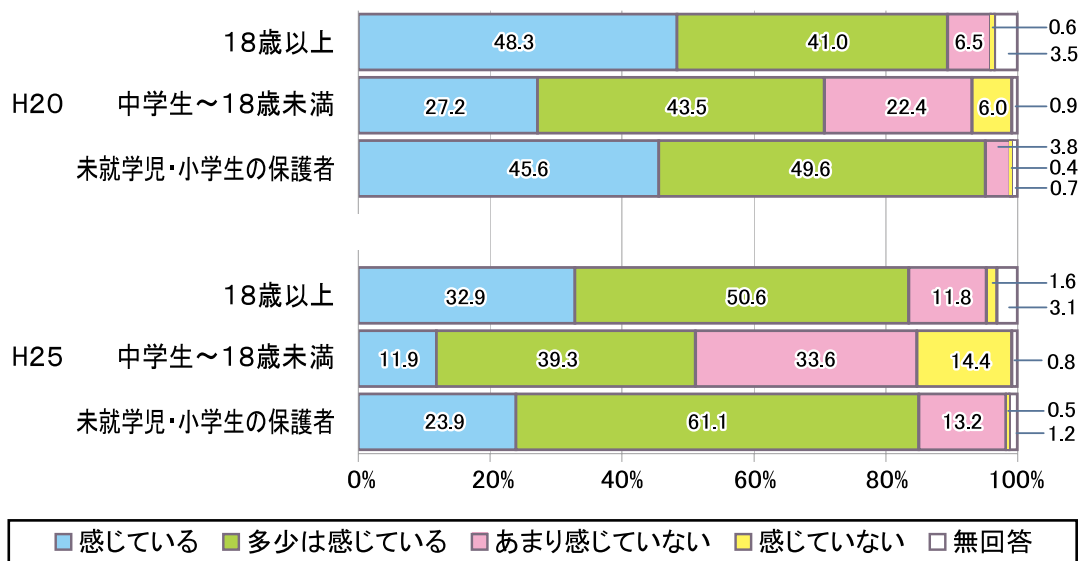
「食育」に関心がありますか



③ 食品の安全性への不安

食品の安全性に不安を感じている人の割合（「感じている」及び「多少は感じている」の合計）は、18歳以上で83.5%、中学生から18歳未満で51.2%、未就学児・小学生の保護者で85.0%となっており、20年度と比較すると減少しています。

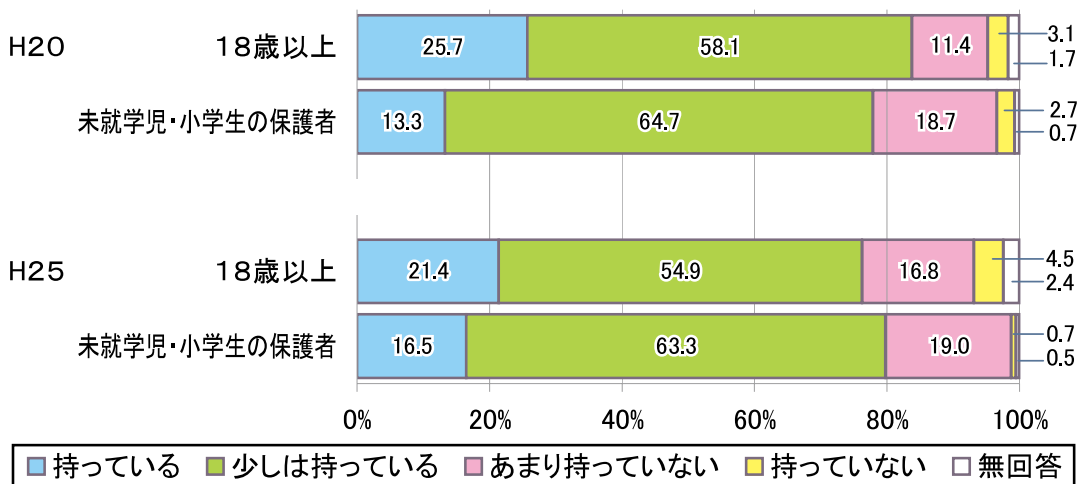
食品の安全性に不安を感じていますか



④ 食品の選択・調理方法についての知識の有無

食品の選択・調理方法についての知識を持っている人の割合（「持っている」及び「少しは持っている」の合計）は、18歳以上で76.3%となっており、20年度と比較すると減少しています。

健康のために、どのような食品を選んだら良いかや、どのような調理が必要かについての知識を持っていますか

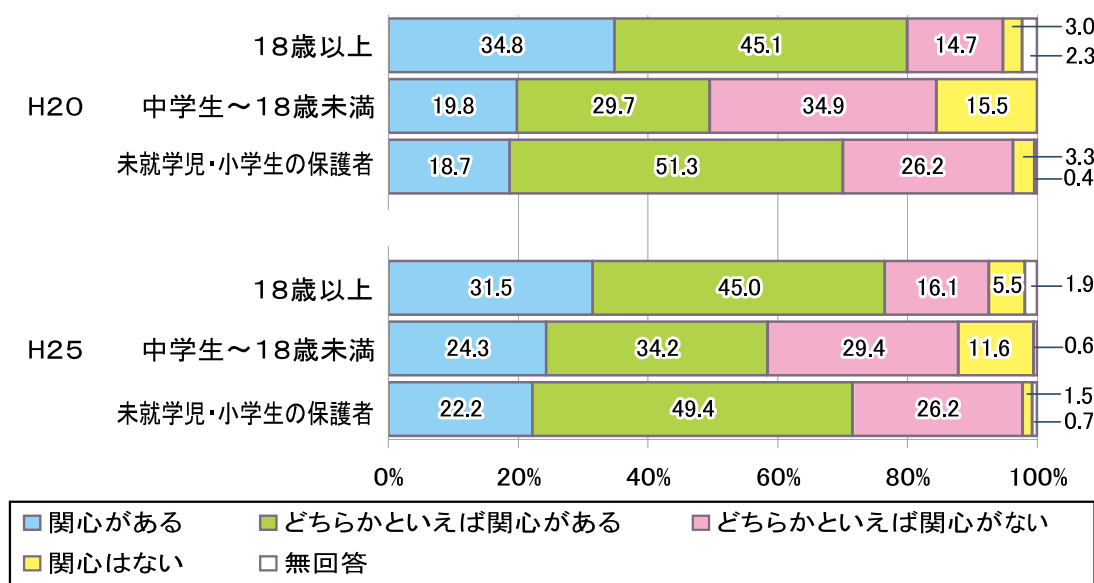


(2) 郷土料理・食文化の継承【「食」を伝えよう】

① 食文化や伝統食への関心

食文化や伝統食に関心がある人の割合（「関心がある」及び「どちらかといえば関心がある」の合計）は、18歳以上で76.5%となっており、20年度と比較すると減少していますが、未就学児・小学生の保護者は71.6%と大きな変化はありません。中学生から18歳未満は58.5%と増加しています。

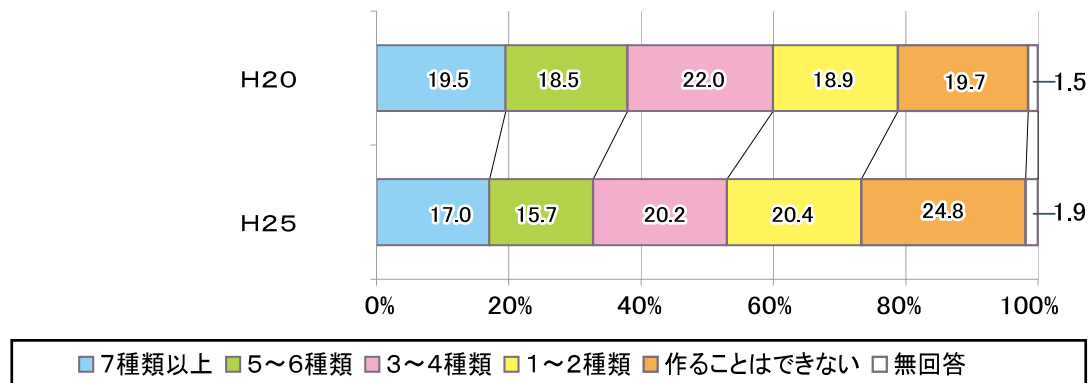
食文化や古くから各地に伝わる伝統食について関心がありますか



② 作ることができる郷土料理や伝統食

鹿児島県の郷土料理や伝統食を1種類でも作ることができる人の割合は、18歳以上で73.3%となっており、20年度と比較すると減少しています。

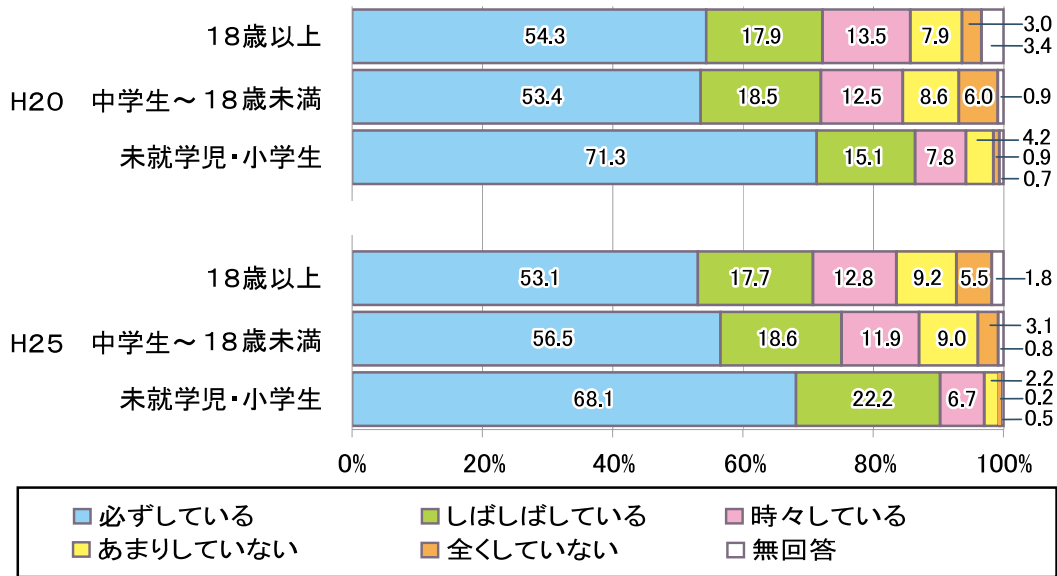
鹿児島県の郷土料理や伝統食を何種類作ることができますか(18歳以上)



③ 食事のあいさつ

食事の際に「いただきます」「ごちそうさま」のあいさつを必ずしている人の割合は、18歳以上で53.1%、中学生から18歳未満で56.5%、未就学児・小学生で68.1%となっており、20年度と比較して大きな変化はありません。

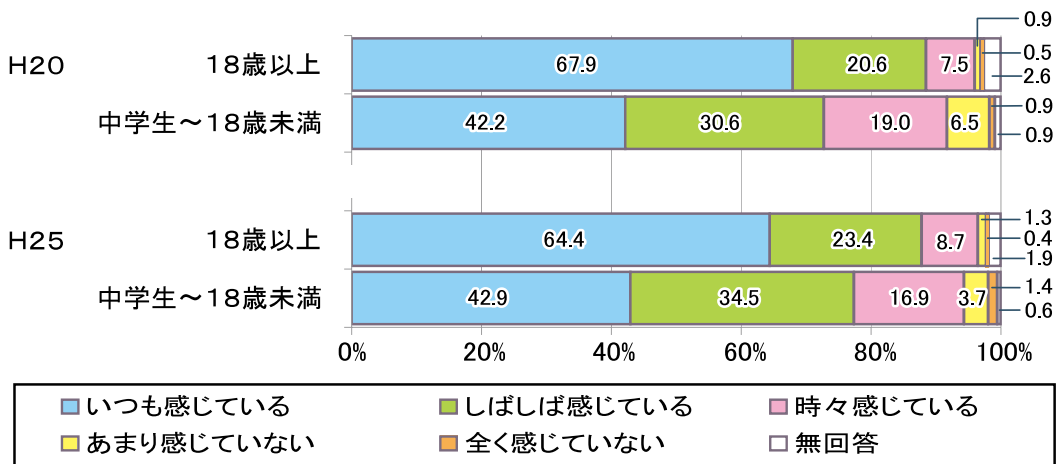
食事の際に「いただきます」「ごちそうさま」のあいさつをしていますか



④ 食べ残しや食品の廃棄に対する意識

食べ残しや食品の廃棄に対してもったいないと感じている人の割合（「いつも感じている」、「しばしば感じている」及び「時々感じている」の合計）は、18歳以上で96.5%となっており、20年度と比較して大きな変化はありませんが、中学生から18歳未満は94.3%と増加しています。

食べ残しや食品の廃棄に対してもったいないと感じることがありますか

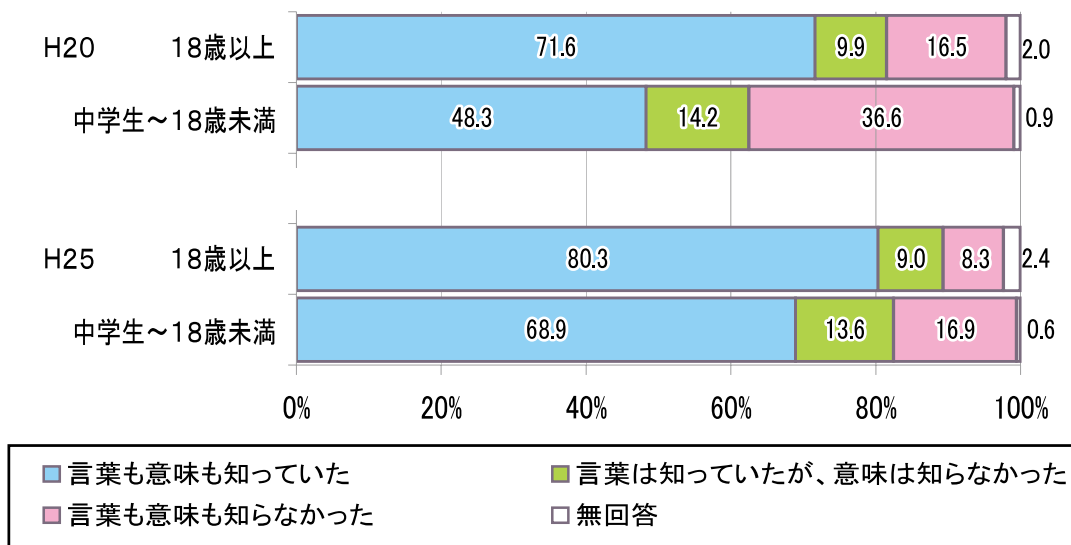


(3) 地産地消の推進【鹿児島県の「食」を味わおう】

① 地産地消の周知度

地産地消という言葉を知っていた人の割合（「言葉も意味も知っていた」及び「言葉は知っていたが意味は知らなかった」の合計）は、18歳以上で89.3%、中学生から18歳未満で82.5%となっており、20年度と比較すると増加しています。

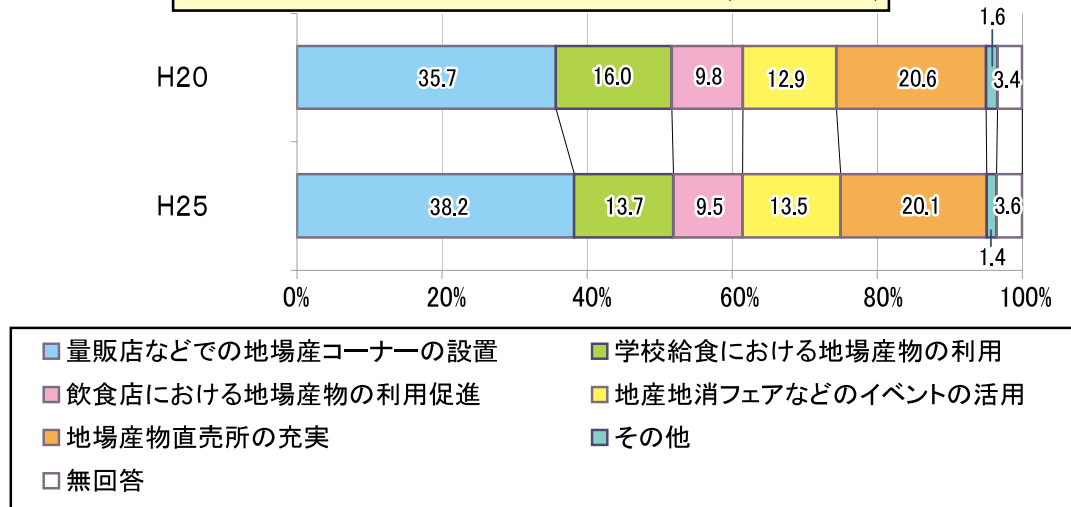
「地産地消」についてどの程度知っていましたか



② 地産地消の推進の方策

地産地消を推進していくための効果的な方策として、「量販店などでの地場産コーナーの設置」「地場産物直売所の充実」「学校給食における地場産物の利用」の順となっています。

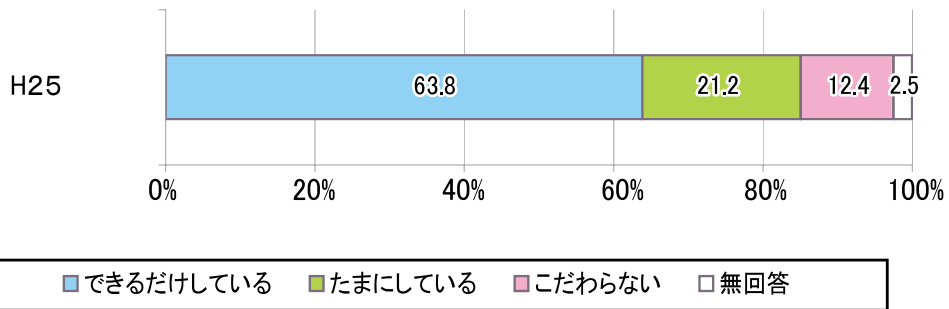
鹿児島県内の地産地消を推進していくために、どのような方策が効果的だと思いますか(18歳以上)



③ 地場産物の優先購入

農畜産物・水産物を購入する際、地場産のものを優先して購入している人の割合（「できるだけしている」及び「たまにしている」の合計）は、18歳以上で85.0%となっています。

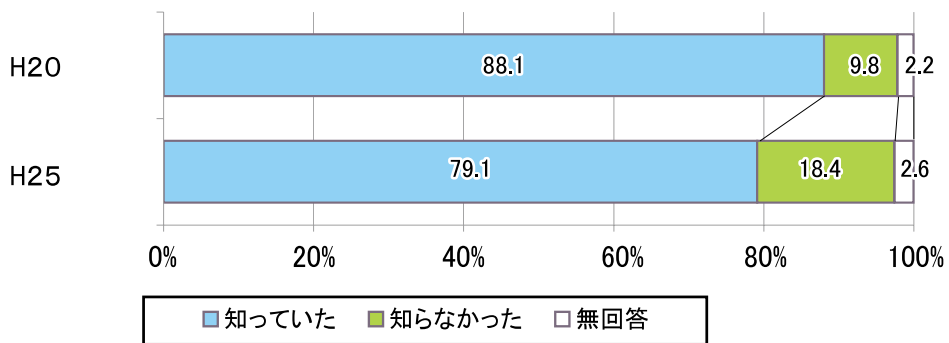
農畜産物・水産物を購入する際、地場産のものを優先して購入していますか（18歳以上）



④ 食料自給率※の周知度

日本の食料自給率が低いということを知っていた人の割合は、18歳以上で79.1%となっており、20年度と比較すると減少しています。

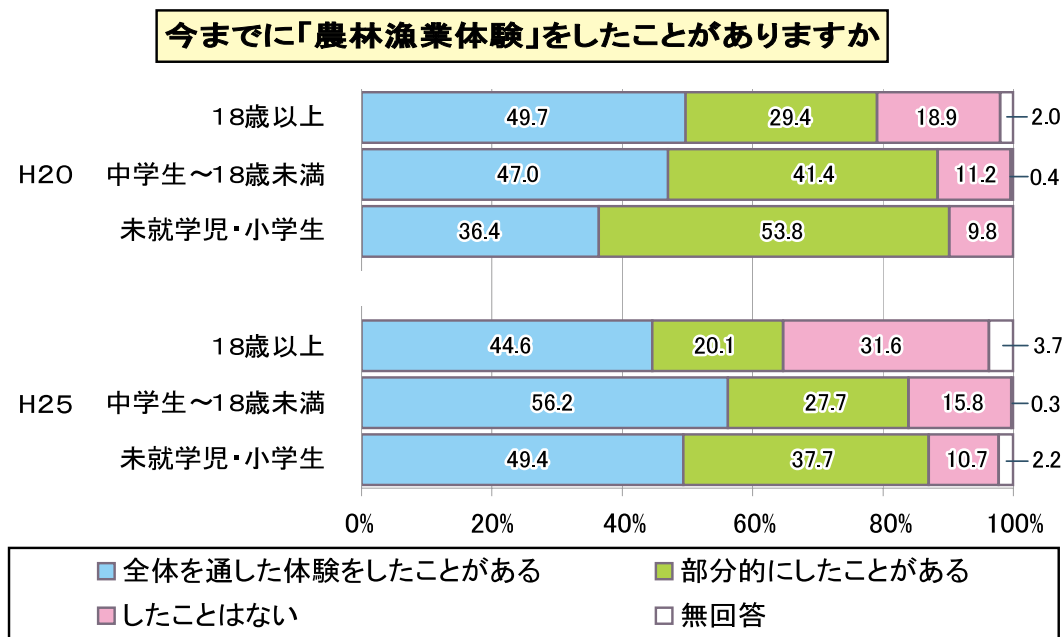
日本の食料自給率が低いということを知っていましたか（18歳以上）



(4) 農業体験・環境への取組【「食」を体験しよう】

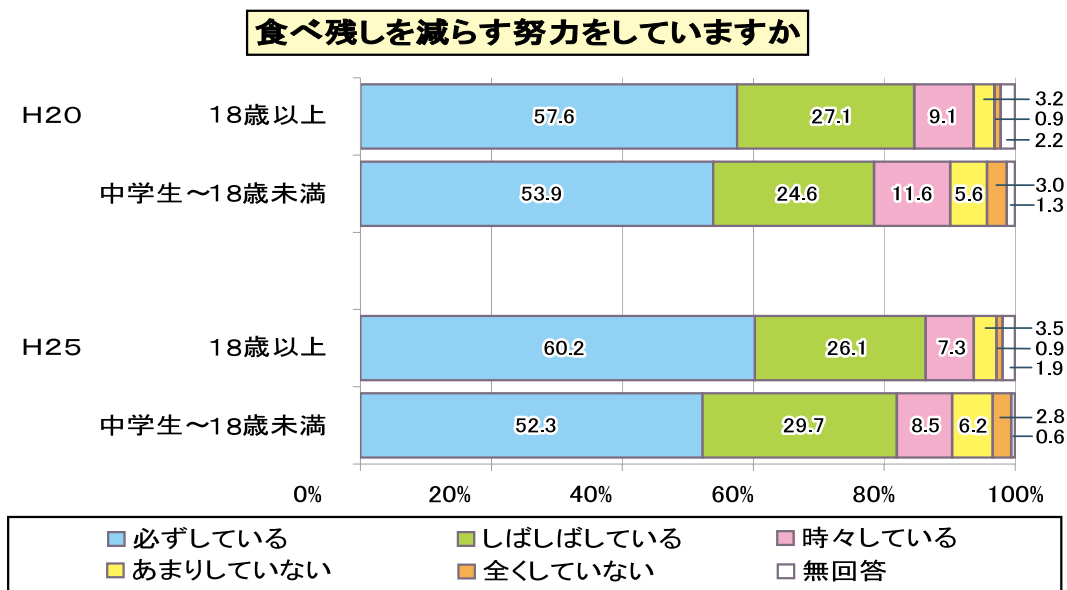
① 農林漁業体験の有無

農林漁業の体験をしたことがある人の割合（「全体を通した体験をしたことがある」及び「部分的にしたことがある」の合計）は、18歳以上で64.7%、中学生から18歳未満で83.9%となっており、20年度と比較すると減少していますが、未就学児・小学生は87.1%と大きな変化はありません。



② 食べ残しを減らす努力

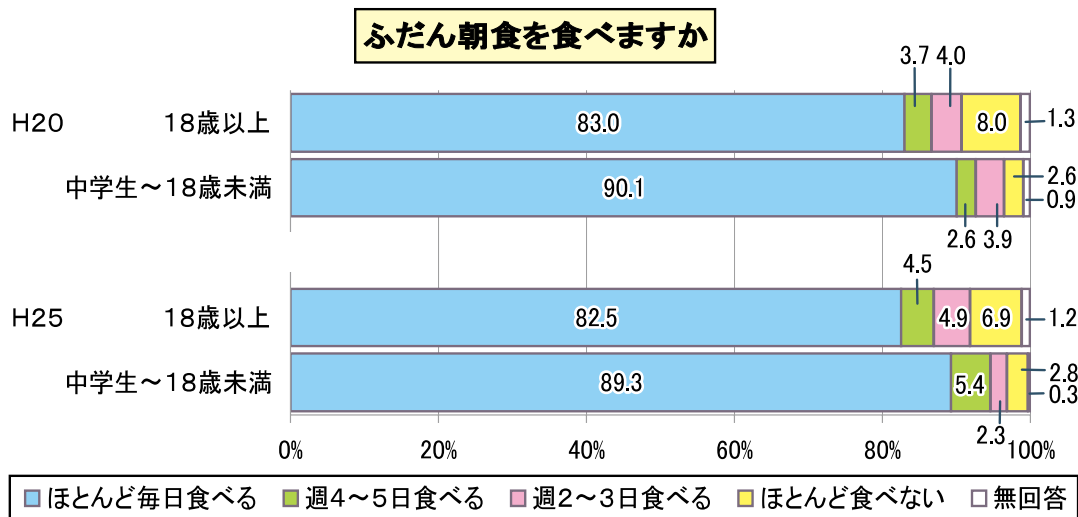
食べ残しを減らす努力をしている人の割合（「必ずしている」、「しばしばしている」及び「時々している」の合計）は、18歳以上で93.6%、中学生から18歳未満で90.5%となっており、20年度と比較して大きな変化はありません。



(5) 健全な食生活と豊かな人間形成【「食」の楽しさを身につけよう】

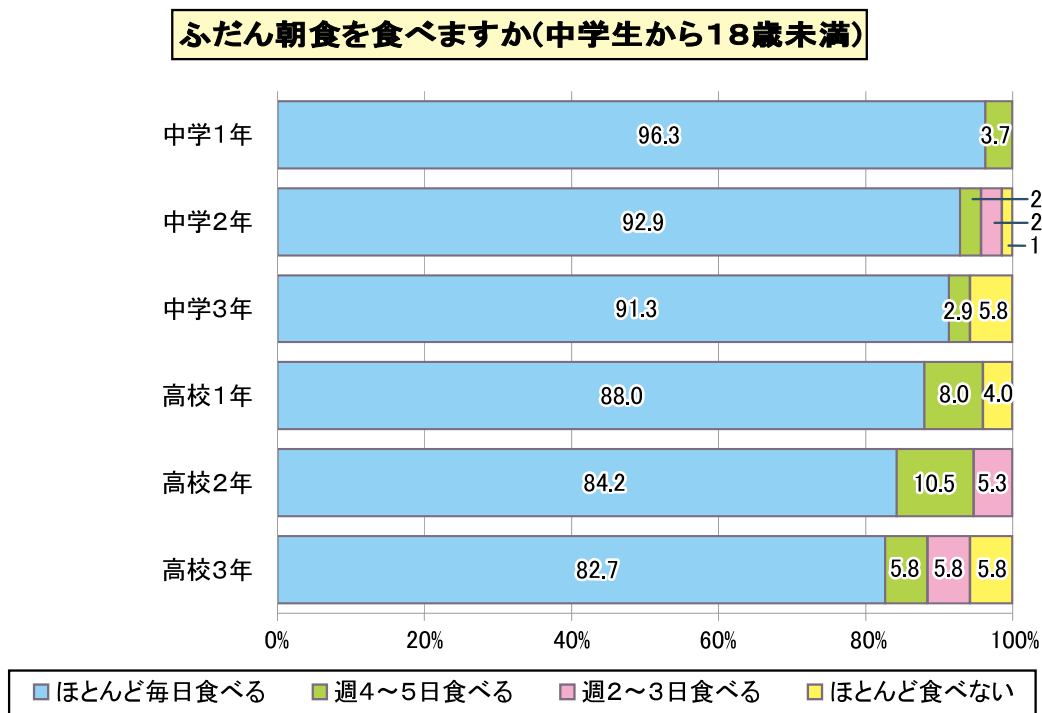
① 朝食の摂食状況

朝食をほとんど毎日食べる人の割合は、18歳以上で82.5%、中学生から18歳未満で89.3%となっており、20年度と比較して大きな変化はありません。



② 朝食の摂食状況（中学生から18歳未満）

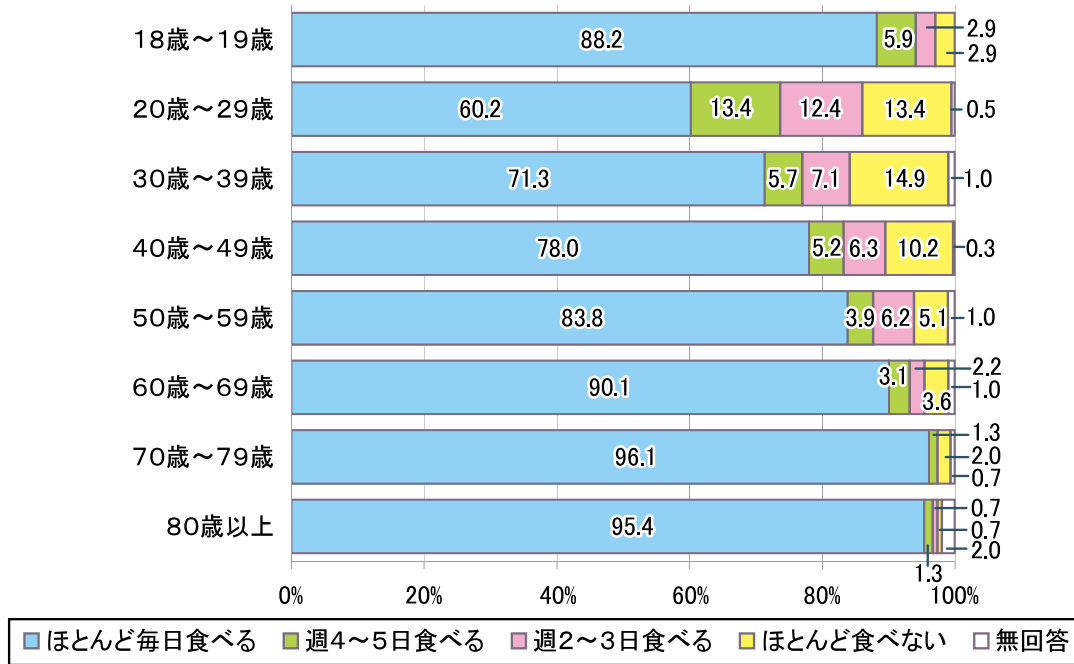
ほとんど毎日食べる人の割合が、学年が上がるにつれ減少しています。



③ 朝食の摂食状況（18歳以上）

20歳代以降は、年代が上がるにつれ、ほとんど毎日食べる人の割合が増加しています。

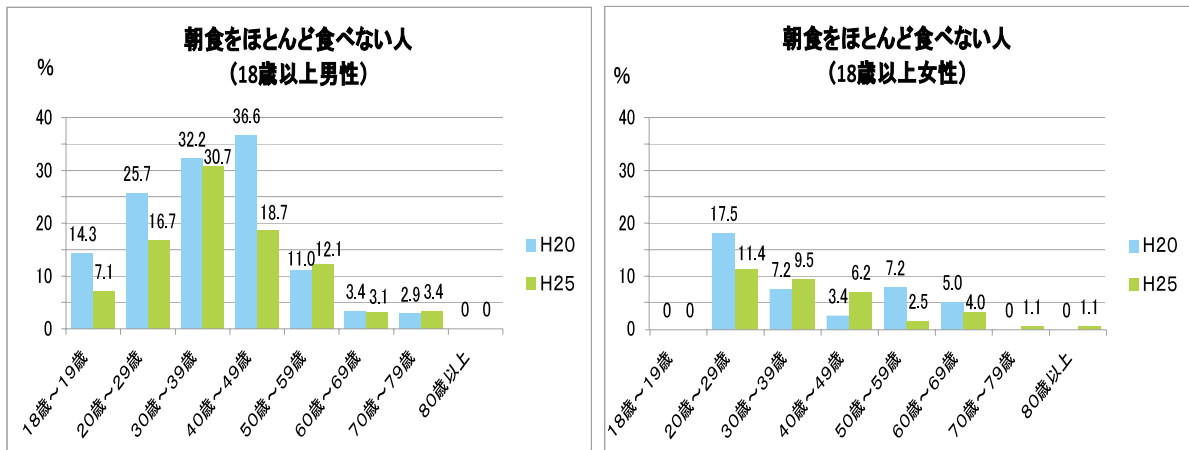
ふだん朝食を食べますか(18歳以上)



④ 朝食の欠食状況（18歳以上）

朝食をほとんど食べない男性の割合は、20歳代で16.7%、40歳代で18.7%となっており、20年度と比較すると減少していますが、30歳代の男性は約3割の人が朝食を欠食しています。

また、朝食をほとんど食べない女性の割合は、20歳代で11.4%となっており、20年度と比較すると減少していますが、30歳代、40歳代では増加傾向です。

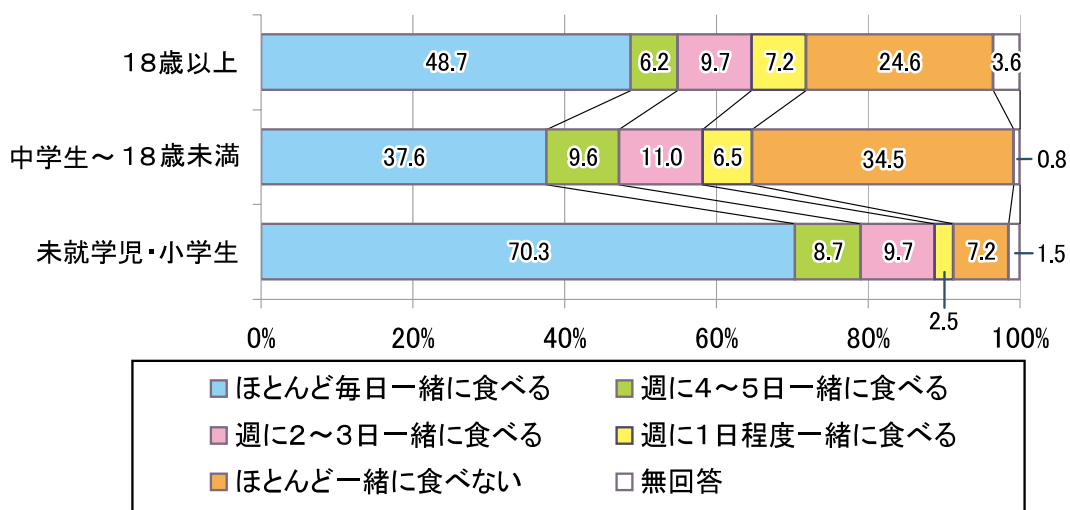


⑤ 家族と一緒に食べる頻度（朝食）（夕食）

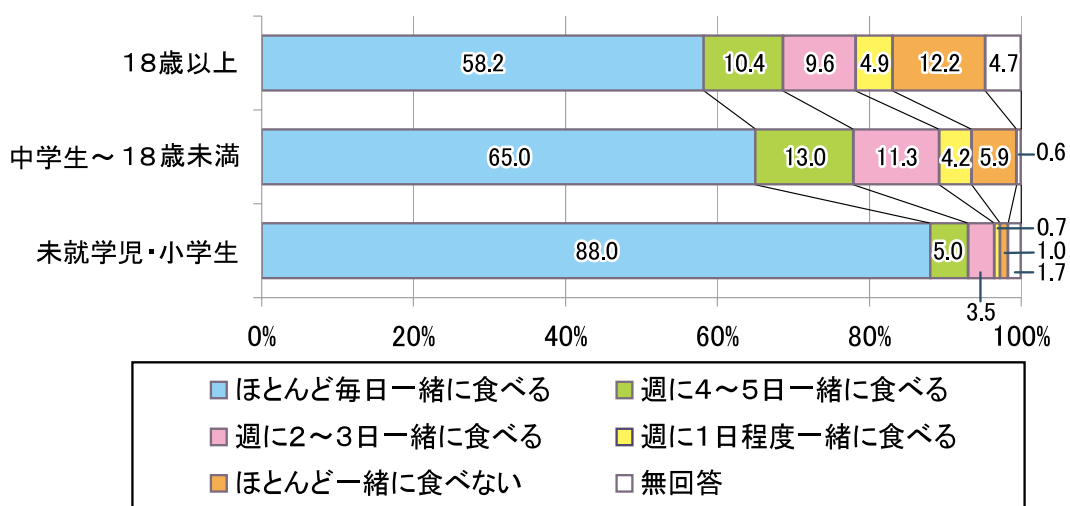
朝食を家族と一緒に食べる人の割合（「ほとんど毎日一緒に食べる」、「週に4～5日一緒に食べる」、「週に2～3日一緒に食べる」及び「週に1日程度一緒に食べる」の合計）は、18歳以上で71.8%、中学生から18歳未満で64.7%、未就学児・小学生で91.2%となっています。

夕食を家族と一緒に食べる人の割合は、18歳以上で83.1%、中学生から18歳未満で93.5%、未就学児・小学生で97.2%となっています。

家族と一緒に食べることはどのくらいありますか(朝食)

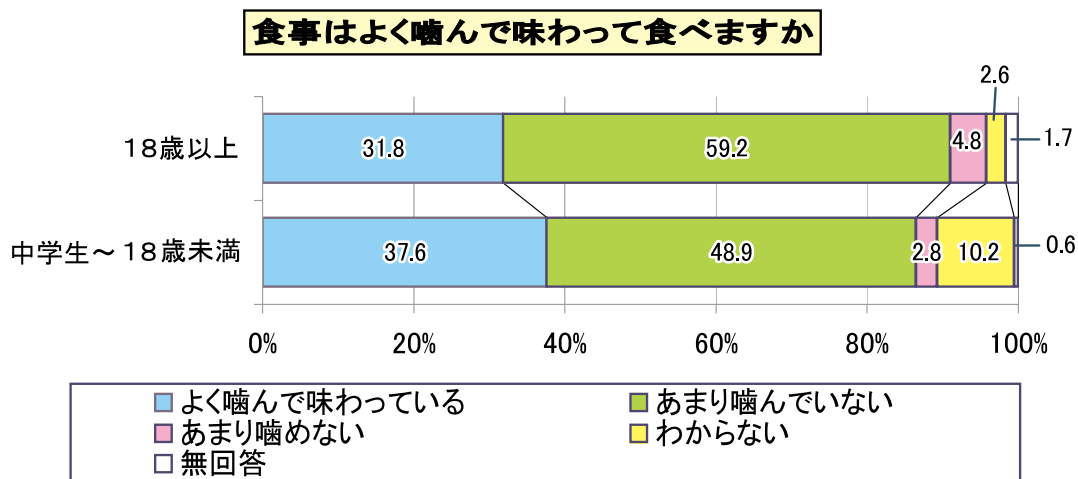


家族と一緒に食べることはどのくらいありますか(夕食)



⑥ 噛むことについて

食事をあまり噛んでいない人の割合が18歳以上で59.2%、中学生から18歳未満で48.9%となっており、よく噛んで味わっている人より高くなっています。

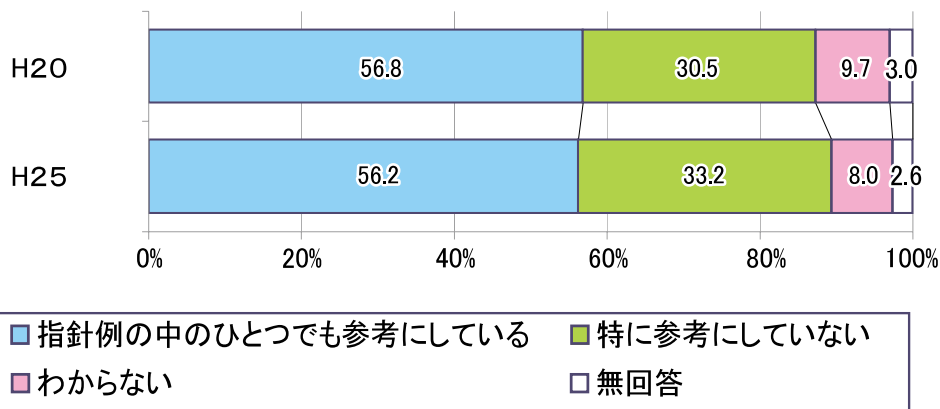


⑦ 食事バランスガイド※等の指針を参考にした食生活の実践度

日頃の食生活で、食事バランスガイド等の指針例の中でひとつでも参考にしている人の割合は、18歳以上で56.2%となっており、20年度と比較して大きな変化はありません。

指針例
 【食事バランスガイド】 【食生活指針】 【日本人の食事摂取基準】
 【六つの基礎食品】 【3色分類】

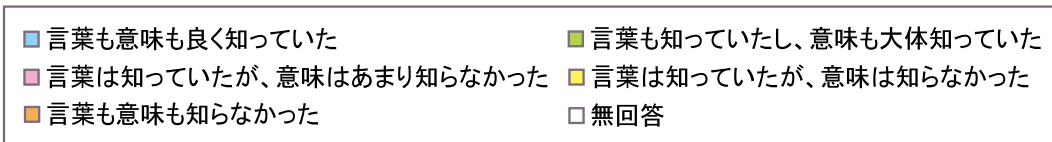
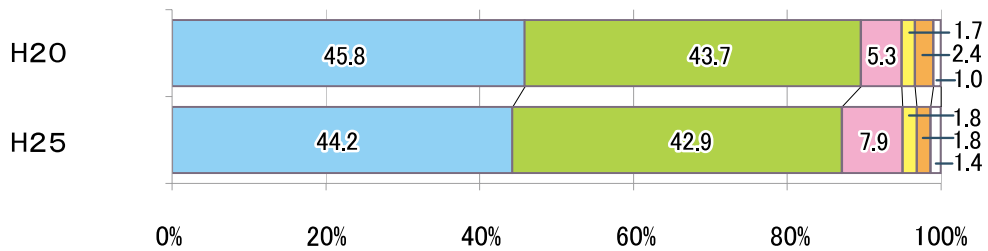
健全な食生活を実践するため食事バランスガイド等の指針を参考にしていますか(18歳以上)



⑧ メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)※の認知度

メタボリックシンドロームという言葉も意味も知っている人の割合(「言葉も意味も良く知っていた」及び「言葉も知っていたし、意味も大体知っていた」の合計)は、18歳以上で87.1%となっており、20年度と比較すると減少しています。

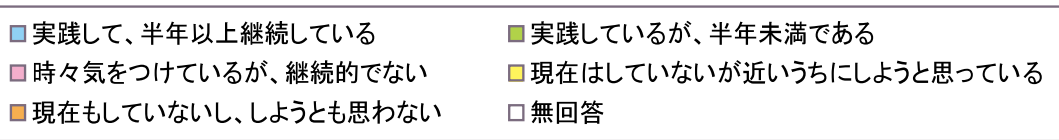
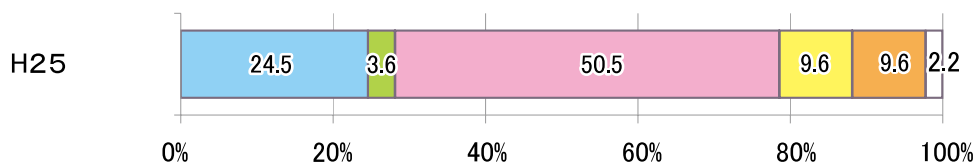
メタボリックシンドロームという言葉や意味を知っていましたか(18歳以上)



⑨ メタボリックシンドロームの予防や改善のための取組

メタボリックシンドロームの予防や改善のための取組を実践して、半年以上継続している人の割合は、18歳以上で24.5%となっています。

メタボリックシンドロームの予防や改善のための取組を継続的に実践していますか(18歳以上)



2 かがしま市食育推進計画目標値達成状況

目 標 項 目		現状値 平成 25 年度	目標値 平成 25 年度	
①	食育への関心度	80.6%	90%以上	
②	食品の選択・調理方法について知識のある市民の割合	76.3%	90%以上	
③	鹿児島県の郷土料理・伝統食を1種類でも作ることで市民の割合	73.3%	85%以上	
4	給食への郷土料理の導入回数 (市立小中学校)	年 31 回*	年 30 回 以上	
⑤	日本の食料自給率の周知度	79.1%	90%以上	
⑥	地産地消の周知度	89.3%	90%以上	
⑦	食品を購入する際、「かごしまの農林水産物認証マーク」を判断材料にする市民の割合	4.1%	10%以上	
⑧	フードマイレージの周知度	28.5%	45%以上	
9	小中学校の給食における鹿児島県産食材の使用率(重量ベース)	65.6%*	65%以上	
⑩	農業体験等の 経験の有無	18歳以上	64.7%	85%以上
		中学生から18歳未満	83.9%	95%以上
		未就学児・小学生	87.1%	95%以上
11	環境保全型農業に積極的に取り組むエコファーマーの認定者の数	107人*	120人以上	
12	教育ファームの実施校数	18校*	10校以上	
⑬	「食事バランスガイド」等を参考に食生活を送っている市民の割合	56.2%	65%以上	
⑭	メタボリックシンドロームの認知度	87.1%	95%以上	
⑮	朝食を欠食する 市民の割合	20歳代の男性	16.7%	15%以下
		30歳代の男性	30.7%	15%以下
16	体にやさしいかごしまメニューの登録店数	119店*	130店以上	
17	食生活改善推進員の数	431人*	500人以上	

- ・番号に○がついている項目は、食育に関する市民意識調査結果
- ・*は、平成24年度実績

(注)

「かごしまの農林水産物認証マーク」

県内で生産され、安心と安全に関する一定の基準に基づき審査・認証された農林水産物を表示するマーク。

「フードマイレージ」

食べ物が採れたところから食べるまで運ばれる距離と輸出货量を乗じたもので、この値が大きいほど地球環境への負荷が大きいと考えられる。

「エコファーマー」

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律に基づき、土づくりと化学肥料・化学合成農薬の使用低減に一体的に取り組む計画を立て、都道府県知事の認定を受けた農業者の愛称。

「教育ファーム」

体験者が、実際に農林水産業を営んでいる方の指導を受け、同一作物について2つ以上の作業を、年間2日以上行うこと。

3 課題のまとめ

(1) 「食」への関心の向上・食品の安全性の確保【「食」について知ろう】

- 18歳以上では、食育の周知度は向上していますが、関心度は低下しています。

今後も引き続き、関係機関・団体と連携、協力した食育の普及・啓発が必要です。

- 食品の安全性に不安を感じている人の割合は、18歳以上で8割を超えています。食品の選択・調理方法についての知識を持っている人の割合は減少しています。

食品を提供する側が適正な表示や消費者への正確な情報提供に努めるとともに、消費する側も正しい知識を持ち、自らの食を自らの判断で正しく選択できる力を身につけることが必要です。

(2) 郷土料理・食文化の継承【「食」を伝えよう】

- 18歳以上では、食文化や伝統食の関心度は低下していますが、中学生から18歳未満では増加しています。

子どもの頃から食を大切に作る心を育て、食事のマナーやあいさつ、食に感謝する気持ち等の日本の食文化を継承していくことが大切です。

- 18歳以上では、鹿児島県の郷土料理や伝統食を1種類でも作ることができる人の割合は減少しています。

幅広い世代に向け、食べることや調理する体験を通して、郷土料理等に理解を深めることができるように働きかける取組が必要です。

(3) 地産地消の推進【鹿児島の「食」を味わおう】

- 地産地消の周知度は高まってきました。農畜産物・水産物を購入する際、地場産のものを優先して購入している人の割合は、18歳以上で85.0%です。

鹿児島の食を知り、地産地消を推進することが必要です。

- 日本の食料自給率が低いということを知っている人の割合は減少しています。

地産地消の推進とともに、日本の食料自給率についても情報提供を行い、関心を高めることが必要です。

(4) 農業体験・環境への取組【「食」を体験しよう】

- 農林漁業体験をしたことがある人の割合は減少しています。
食を生み出す場としての農林漁業に関する理解を深め、自然の恵みや食に感謝する気持ちをはぐくむことが必要です。
- 食べ残しを減らす努力をしている人の割合に大きな変化はみられませんでした。
市民一人ひとりの意識を醸成し、環境に配慮した取組に結びつけていくことが必要です。

(5) 健全な食生活と豊かな人間形成【「食」の楽しさを身につけよう】

- 朝食を欠食する人の割合は、20歳代は改善しているものの、依然として高く、また、30歳代も高い状況にあり、男性では、30歳代は約3割、40歳代は約2割となっています。
食の重要性について認識し、バランスのとれた食事や望ましい食習慣の実践に向けた取組が必要です。
- 朝食を家族と一緒に食べる人の割合は、18歳以上で71.8%、中学生から18歳未満で64.7%、また、夕食を家族と一緒に食べる人の割合は、18歳以上で83.1%、中学生から18歳未満で93.5%でした。
家族そろって食事をすることは、望ましい食習慣の実践や、食の楽しさを実感させ精神的な豊かさをもたらすものと考えられるため、家族との「共食」を推進することが必要です。
- 食事をよく噛んで味わっている人の割合より、あまり噛んでいない人の割合が高くなっています。
健やかで豊かな生活を過ごすために、十分な口腔機能の発達、維持の必要性を周知し、食べ方に関心を持ってもらうことが必要です。
- メタボリックシンドロームを認識している人の割合は9割近いですが、予防や改善のための取組を半年以上継続して実践している人の割合は24.5%となっています。また、食事バランスガイド等を参考にしている人の割合に大きな変化はみられません。
栄養バランスのとれた食事に関する知識の普及など、メタボリックシンドロームや生活習慣病の予防や改善のための取組が必要です。

第3章 計画の基本理念等

1 基本理念

**「食を通じて、健康で生き生きと生活できる
活力あるかごしま市の実現」**

2 基本目標

第二次かごしま市食育推進計画では、基本理念を達成するために、以下の基本目標を定めます。

基本目標1 「食」で健康な心身をつくろう

食への関心を高めるとともに、正しい知識や判断力を身に付け、健康で生き生きと暮らします。

基本目標2 「食」の楽しさを身に付けよう

家庭・地域・学校等での食に関する取組を通じて、食の楽しさや大切さを習得します。

基本目標3 鹿児島県の「食」を味わい伝えよう

鹿児島県の食材や郷土料理、日本の伝統食、四季の行事食などを取り入れ、調理や食べることなどを通して地域の食文化を継承します。

基本目標4 「食」を体験しよう

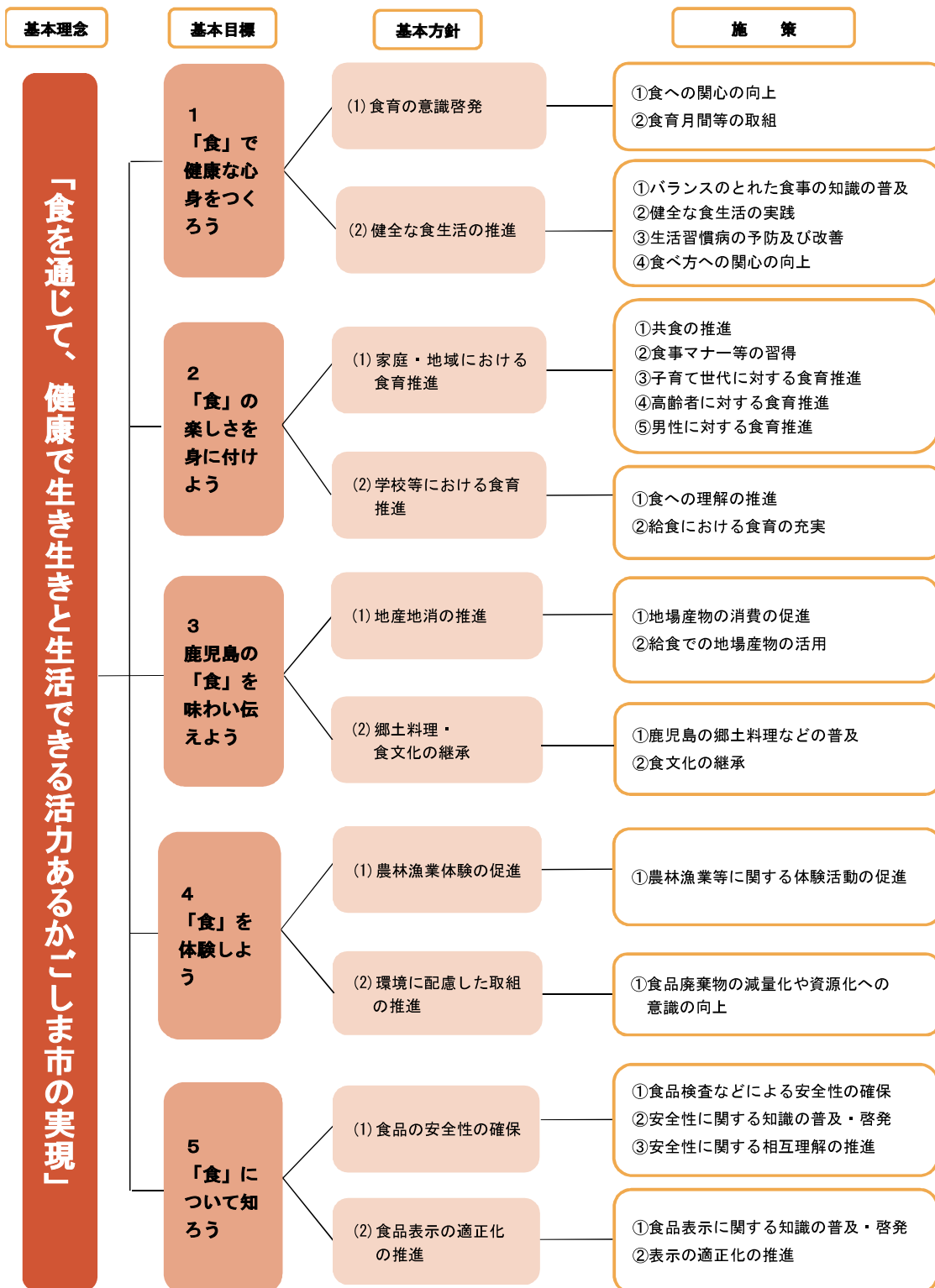
農林漁業体験や環境に配慮した取組などを通して、自然の恵みや食に感謝する気持ちをはぐくみます。

基本目標5 「食」について知ろう

食品の安全性や表示について関心を持ち、知識を身に付け、理解を深めます。

3 施策の体系

基本理念に基づき、基本目標ごとに関連する基本方針を体系づけ、取組を進めます。



第4章 施策の展開

基本目標1 「食」で健康な心身をつくろう

《現状と課題》

近年、肥満や生活習慣病の増加、過度のやせなど、生活習慣に起因したさまざまな問題が生じていますが、これらは、栄養の偏りや食習慣の乱れなどが大きく影響しています。心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすためには、健全な食生活を実践することが重要です。

本市では、食育の周知度は向上してきましたが、関心度は低下しています。

市民一人ひとりが、食について関心を高め、正しい食習慣を習得し、心身の健康を増進することが必要です。

基本方針（1）食育の意識啓発

市民一人ひとりが食育の意義や必要性等を理解し、関心を高める取組を進めます。

◆施策

① 食への関心の向上

- ア 市のホームページ内の食育推進サイト等を活用し、市民へ食育活動情報を発信します。
- イ イベント等において食育に関するパネル展示を実施するなど、食生活を見直す機会を設けます。
- ウ 食育に関する専門的な知識及び経験を有する鹿児島市食育推進支援員※の派遣や講演会の開催など、市民の食育に関する知識の向上、食育実践活動の充実を図ります。
- エ 食に関わる各種関係機関及び団体等を会員とする鹿児島市食育推進ネットワークと連携・協力し、本計画の普及・啓発を図ります。

② 食育月間等の取組

- ア 食育月間である毎年6月及び食育の日である毎月19日に、さまざまな取組を通して、市民への食育の周知を図ります。

- イ 食育推進運動を重点的かつ効果的に実施するため、関係機関・団体や施設等に啓発ポスターを配布するなど、市民への食育の周知と定着を図ります。

基本方針（２）健全な食生活の推進

市民一人ひとりが、食に関する正しい知識や判断力を身に付け、健全な食生活を実践できるよう啓発を図るとともに、指導及び助言を行います。

◆施策

① バランスのとれた食事の知識の普及

- ア 「食事バランスガイド」の普及・啓発を通じ、栄養バランスが優れた「日本型食生活※」の実践を促進します。
- イ 市民の健康づくりを応援するために、バランスのとれた食事を提供する「体にやさしいかごしまメニューのお店※」の登録店舗数を増やすとともに、市民への周知広報を行います。
- ウ 食生活改善推進員など市民ボランティアによる健康づくり料理教室の開催、イベントでの料理展示、対話訪問等の活動を通じて、バランスのとれた食生活の定着を図ります。
- エ 各種健診や教室等で、バランスのとれた食事についての指導及び助言を行います。

② 健全な食生活の実践

- ア 保健センター・公民館・地域福祉館等で、料理教室や講座等を開催し、食育や健全な食生活についての知識を学ぶ機会を設け、市民自らが実践できる取組の普及を図ります。
- イ 給食施設従事者を対象に、給食施設従事者研修会等を実施し、衛生及び栄養管理の向上を図ります。

③ 生活習慣病の予防及び改善

- ア 各種健診や教室等で、生活習慣病、メタボリックシンドロームの予防や改善のための指導及び助言を行います。
- イ イベント等でのパネル展示やリーフレットの配布、ホームページ等を利用して、栄養や身体活動・運動の情報を発信します。

④ 食べ方への関心の向上

- ア 各種健診や育児教室等で、乳幼児からの咀嚼機能の発達や、味覚の形成について指導及び助言を行います。
- イ う蝕※(むし歯)予防に継続して取り組むとともに、歯周病※予防や重症化予防についての知識の普及・啓発を行います。
- ウ 口腔機能の維持・向上のために、口の体操や口腔清掃の方法を学ぶ教室を開催します。
- エ 健康教室等で、80歳になっても自分の歯を20本以上保つことを目的とした「8020(ハチマル・ニイマル)運動※」の推進や、ひとくち30回以上噛むことを目標とした「噛ミング30(カミングサンマル)※」を目指した食べ方の指導を行います。

(鹿児島市の主な取組)

- ・食育推進事業
- ・健康増進計画推進事業
- ・生活習慣改善支援事業
- ・栄養改善対策事業
- ・食生活改善推進事業
- ・地域食育推進事業
- ・特定健康診査・特定保健指導事業
- ・妊婦健康診査・健康相談事業
- ・乳幼児健康診査事業
- ・母と子の健康教室事業
- ・育児支援事業
- ・乳幼児歯の健康づくり事業
- ・歯科保健事業
- ・口腔機能向上事業
- ・介護予防健康教育事業
- ・料理教室、各種講座、研修会の開催 など

毎年6月は食育月間、毎月19日は食育の日

「食育月間」は、食育推進運動を重点的かつ効果的に実施し、食育の浸透を図るための月間として、また、「食育の日」は、食育推進運動を継続的に展開し、食育の一層の定着を図るための機会として、「食育推進基本計画」により定められました。



鹿児島市食育推進キャラクター
すきな食べものは、からいも入りつけ揚げ

食生活改善推進員の活動

食生活改善推進員は、食を通じた健康づくりのボランティアで、健康づくりのための料理教室の開催、保健センター等で実施される健康まつり、お隣さんへの声かけなどの活動を通じて食育推進に努めています。本市が開催する「食生活改善推進員養成講座」を修了後、鹿児島市食生活改善推進員連絡協議会に入会し、地域で活動を行っています。



郷土料理教室



メンズキッチン

基本目標2 「食」の楽しさを身に付けよう

《現状と課題》

ライフスタイルや生活時間の多様化などにより、家族や仲間と一緒に楽しく食卓を囲む機会が減少傾向にあります。食育の場として、こうした機会を確保することは重要です。

生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむために、家庭・地域・学校等で行う食育は大きな役割を担っています。

家族や仲間が食卓を囲んで共に食事をとりながらコミュニケーションを図る共食の推進とともに、食に関する学習や体験活動の充実等を通じて、家庭や地域、学校等が連携した食育の推進を図ることが必要です。

基本方針（1）家庭・地域における食育推進

食に関わる最も中心的な場である家庭における食育を進めるとともに、地域の資源等を生かし、地域社会全体で一体となった取組を推進します。

◆施策

① 共食の推進

- ア 各種健診やイベント等でのパネル展示やリーフレットの配布などにより、共食の重要性について啓発を図ります。
- イ 乳幼児期から発達段階に応じて、家族や周りの人と和やかな食事ができるよう支援します。
- ウ 保健センター・公民館・地域福祉館等で料理教室を開催し、地域の人たちと楽しく食事をする機会を設けます。

② 食事マナー等の習得

- ア 食事マナーやあいさつなどの家庭での習得について、妊婦や乳幼児に対する各種健診や相談、子育て支援活動等を通じて保護者への普及・啓発を行います。
- イ 保育所・幼稚園・小中学校等が発行する保護者だより・献立表等を通して、適切な食事マナーや礼儀作法についての情報発信を行います。

③ 子育て世代に対する食育推進

- ア 保健センター等で開催する妊産婦健診、乳幼児健診、育児相談、教室等で、食生活に関する資料の配布や、食生活や栄養についての指導及び助言を行います。
- イ 保健センター・公民館・すこやか子育て交流館等で親子料理教室を開催します。
- ウ 児童館・親子つどいの広場等で、離乳食に関する相談等を行い、地域における食育活動を展開します。

④ 高齢者に対する食育推進

- ア お達者クラブ※等で、低栄養の予防やバランスのとれた食事、望ましい食習慣について学ぶ機会を設けます。
- イ 閉じこもりがちな高齢者等とボランティア団体等が、公民館・地域福祉館等で会食を実施し交流することにより、高齢者の健康の保持及び生きがいづくりを促進します。
- ウ 一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯に訪問給食を実施し、高齢者の食生活の向上を図ります。
- エ 生活習慣病予防や介護予防のために、保健センター等で、健全な食生活について個別相談を実施します。

⑤ 男性に対する食育推進

- ア 公民館・地域福祉館等で料理教室を開催し、料理の基本や楽しさ、健全な食生活について学ぶ機会を設けます。
- イ 働く世代の健康づくりを推進するため、職場に食育に関する専門的な知識及び経験を有する鹿児島市食育推進支援員を派遣し、バランスのとれた食事や栄養に関する指導を行います。

基本方針（2）学校等における食育推進

保育所・幼稚園・小中学校等における給食や学習の時間など、食に関するさまざまな体験を通して、子どもたちの食への関心を高め、食に関する感謝の気持ちをはぐくみます。

◆施策

① 食への理解の推進

- ア 保育所・幼稚園等では、食事のマナーやあいさつ、食事の楽しさを理解し感謝の気持ちを持って食事を味わうことなど、年間計画の中に食育を位置づけて取り組むことを促進します。
- イ 小中学校等では、児童生徒が「食事の重要性」「心身の健康」「食品を選択する能力」「感謝の心」「社会性」「食文化」について理解し、自分自身で考え行動できる知識や能力を身に付けるために、年齢・発達段階に応じた食に関する指導や教育を進めます。
- ウ 基本的な生活習慣の確立のために「早寝、早起き、朝ごはん」運動の推進、定着を図ります。
- エ 保護者との連携や食育の普及・啓発、給食への理解を図るために、保護者だより・献立表等を発行し情報提供を行います。
- オ 高等学校等では、栄養の偏り・不足、過度なやせや成長期における無理なダイエット等の弊害を予防するため、正しい食生活について啓発します。

② 給食における食育の充実

- ア 子どもの発達に応じた給食を提供し、望ましい食習慣の形成や食に関する理解を促進します。
- イ 鹿児島県の郷土料理、日本の伝統食、四季の行事食、旬の素材を使った季節料理を取り入れ、地域の産物や食文化を学び、理解を深めます。
- ウ 子どもが噛むことの大切さを認識できるように、保育所・幼稚園等の給食において、「かみかみ献立」を取り入れるなど、食材の選択や料理を工夫する取組を促進します。
- エ 「地域が育む『かごしまの教育』県民週間※」で、給食試食会・交流給食・農作物の収穫祭などを行い、社交性やマナーの向上、食への興味・関心を高めます。
- オ 給食の献立を活用した栄養指導を行い、バランスのとれた食事や健康管理についての知識や理解を深めます。

(鹿児島市の主な取組)

- ・食育推進事業（再掲）
- ・栄養改善対策事業（再掲）

- ・食生活改善推進事業（再掲）
- ・地域食育推進事業（再掲）
- ・妊婦健康診査・健康相談事業（再掲）
- ・乳幼児健康診査事業（再掲）
- ・母と子の健康教室事業（再掲）
- ・育児支援事業（再掲）
- ・乳幼児歯の健康づくり事業（再掲）
- ・愛のふれあい会食事業
- ・心をつなぐ訪問給食事業
- ・口腔機能向上事業（再掲）
- ・高齢者栄養改善事業
- ・高齢者健康相談事業
- ・介護予防健康教育事業（再掲）
- ・学校給食活動の充実
- ・料理教室、各種講座、研修会の開催 など

コラム

みんなで食べたらおいしいね

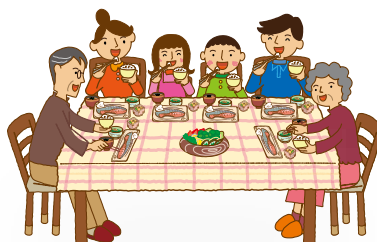
核家族化やライフスタイルの多様化などによって、家族みんなが集まって食事をする機会が減少傾向にあります。

家族や仲間と、会話を楽しみながらゆっくり食べる食事は、心も身体も元気にしてくれます。

食を共にすること、「共食（きょうしょく）」には、「一緒に食べる」ことだけではなく、「何を作ろうか？」、「おいしかったね」と話し合うこと、買い物や料理を作ることも含まれます。

できることから始めてみませんか。

- どんな食事にしようか考える
- 材料をそろえる（買い物、収穫など）
- 料理を作る（下ごしらえ、調理など）
- 配膳、食卓の準備、声かけをする
- 食べる
- 後片付けをする（食器を片付けるなど）
- 感想を話したり、聞いたりする



参考 内閣府 食育ガイド

基本目標3 鹿児島県の「食」を味わい伝えよう

《現状と課題》

鹿児島県には温暖な気候を利用した特産品、そして先人の知恵と結びついた食文化があり、豊かな暮らしを生み出してきました。しかしながら、市民のライフスタイルや価値観、ニーズが多様化する中で、これまで家庭や地域で継承されてきた特色ある食文化や豊かな味覚が失われつつあります。

鹿児島県ならではの郷土料理や食文化への関心を高め、継承していくことが必要です。

また、地域農業などの生産振興や食料自給率の向上にも寄与する、地域の食材をその地域で消費する地産地消を進めることが必要です。

基本方針（1）地産地消の推進

生産者との交流や地場産物の給食での活用等を図り、地産地消を推進します。

◆施策

① 地場産物の消費の促進

- ア 「市内産農林水産物旬のキャンペーン」等を通じ、豊富な市内産農産物を紹介します。
- イ 鹿児島市農林水産まつり(春・秋)では、市民と農林水産業者とのふれあいを促進し、農林水産物の消費拡大を図るとともに、農業等への理解を深めます。
- ウ 料理方法の紹介や、料理教室の開催などにより、旬の魚・野菜などへの関心を高め、地場産物の消費拡大を図ります。
- エ 産地見学・収穫体験等を通して、市民と生産者との意見交換会等を行い、市内産農産物の産地などの理解を深めるとともに、消費拡大を図ります。
- オ 市場関係者による小中学校等への出前授業を実施し、産地や旬のおいしさを紹介することで、地場産物への理解を深めます。

② 給食での地場産物の活用

- ア 1月24日を含む1週間の「全国学校給食週間」に合わせ、「鹿児島県をまるごと味わう学校給食」週間を設定し、県内産の食材について

ての知識を深めます。

- イ 生産者の顔が見える安全な食材活用のために、地元の生産者グループ等を栄養教諭等研修会などで紹介し、学校給食への活用を促進します。
- ウ 市場と小中学校との情報交換を密にし、地場産物を学校給食に取り入れやすいようにします。

基本方針（2）郷土料理・食文化の継承

給食への導入や料理教室の実施、レシピの紹介など、郷土料理や食文化を継承するための取組を行います。

◆施策

① 鹿児島県の郷土料理などの普及

- ア 給食に、鹿児島県の郷土料理、日本の伝統食、四季の行事食、旬の素材を使った季節料理を取り入れ、地域の産物や食文化を学び、理解を深めます。
- イ 郷土料理を取り入れた給食の内容などについて、「保護者だより」等を活用して情報提供します。
- ウ 保健センター・公民館・地域福祉館等で、郷土料理の調理法などを学ぶ機会を設けるとともに、郷土料理の展示やレシピ紹介などを行います。

② 食文化の継承

- ア 食文化についての関心を高めるために、料理教室や講座等において、日本の伝統食や四季の行事食のいわれなどについて普及・啓発を行います。
- イ 日本の文化である「もったいない」という、物を大切にする精神や、自然の恵みや食に感謝する気持ちをはぐくみます。

（鹿児島市の主な取組）

- ・農林水産物地産地消推進事業
- ・青果市場活性化推進事業
- ・“いお・かごしま”魚食普及拡大推進協議会事業

- ・ 鹿児島市農林水産まつりの開催
- ・ 地域農業まつりの開催
- ・ 鹿児島をまるごと味わう学校給食週間の実施
- ・ 給食での郷土料理献立等の実施
- ・ 地域食育推進事業（再掲）
- ・ 料理教室、各種講座、研修会の開催 など

コラム

地産地消の推進

「地産地消」とは、その地域でとれた農林水産物をその地域で消費することです。鹿児島の食を意識してみましょう。



鹿児島市農林水産まつり



小学校への出前事業
（魚類市場）

「和食」のユネスコ無形文化遺産登録

平成25年12月に、ユネスコ（国際連合教育科学文化機関）の無形文化遺産保護条約政府間委員会において、「和食；日本人の伝統的な食文化」が無形文化遺産に登録されました。

「和食」は、栄養バランスに優れ、正月など年中行事とも密接な関わりをもつ私たち日本人の「自然を尊重する」心がはぐくんできた、大切な食文化です。「和食」への関心を高め、次世代へ継承していきましょう。

無形文化遺産

伝統芸能や社会的慣習、伝統工芸などの無形の文化であって、コミュニティや集団が自らの文化的な遺産であると認めるもの

郷土料理の一例

桃の節句のごちそう さつますもじ



すし飯に旬の食材やさつまあげ、かまぼこを混ぜ合わせる。

端午の節句伝統菓子 あくまき



灰汁に一晩つけたもち米を、竹の皮で包み、水と灰汁で煮る。

肴にもおやつにも がね



さつま芋や野菜を揚げた形が「かに」（鹿児島弁で「がね」）に似ていることから名付けられている。

かごしまのお正月の味 さつま雑煮



干しえびでだしをとり、椎茸、豆もやし、里芋などを盛り付ける。

さつまの古くからの祝い膳 しゅんかん



筍をおもてなし料理、お祝い料理とした煮しめ料理。

もちとさつま芋のおやつ からいもんねったぼ



もちとさつまいもを一緒につき混ぜ、きなこなどをまぶす。

基本目標4 「食」を体験しよう

《現状と課題》

食を取り巻く環境が変化する中、食料の生産や加工などの現場に直接触れることができる機会が減少し、日々の食生活は、自然の恩恵の上に成り立っていることや、食事に至るまでに生産者を始めとして多くの人々の苦労や努力に支えられていることを実感しにくくなっています。また、飽食の時代を迎え、食べ残しや食品の大量廃棄が問題となっています。

農林漁業を体験することで、食を生み出す場としての農林漁業に関する理解を深め、食に感謝する気持ちをはぐくむとともに、食べ残しや食品廃棄物の減量化など、環境に配慮した取組を進めることが必要です。

基本方針（1）農林漁業体験の促進

保育所・幼稚園・小中学校等での農林漁業体験を通して、自然の恵みや食に感謝する気持ちをはぐくみます。

◆施策

① 農林漁業等に関する体験活動の促進

- ア 保育所・幼稚園・小中学校等で、野菜づくり・収穫などの体験活動を促進します。
- イ 観光農業公園において、農業体験や、鹿児島県の優れた農産物の素材を生かした調理・加工体験の場を提供します。
- ウ 市場見学会を行い、市場流通の理解を深めます。
- エ 市内のグリーン・ツーリズム※活動団体等での体験活動を促進します。

基本方針（2）環境に配慮した取組の推進

環境への負荷の低減や「もったいない」という意識の醸成など、環境に配慮した取組を推進します。

◆施策

① 食品廃棄物の減量化や資源化への意識の向上

- ア かがしま環境未来館において、環境に配慮した料理教室や各種講

座を開催します。

イ 家庭から排出される生ごみの減量化を進めます。

ウ エコバッグの携帯について普及・啓発を行います。

(鹿児島市の主な取組)

- ・ グリーン・ツーリズム推進事業
- ・ 観光農業公園交流体験事業
- ・ 市民農園運営補助事業
- ・ 青果市場活性化推進事業(再掲)
- ・ “いお・かごしま” 魚食普及拡大推進協議会事業(再掲)
- ・ 学校等における農林漁業に関する体験活動の実施
- ・ 生ごみの減量化・資源化推進事業
- ・ 料理教室、各種講座の開催 など

コラム

ダンボールコンポスト

生ごみの減量化とごみ減量意識の高揚を図るため、生ごみ処理機器の普及を推進しています。

ダンボールコンポストとは、ダンボールを利用した生ごみ堆肥化容器のことです。

ダンボールコンポスト以外にも、電気を使って乾燥させるものや、微生物の力を使って生ごみを発酵させて堆肥化するものなど、さまざまなタイプの生ごみ処理機器があります。

それぞれのライフスタイルに合ったものを選んで、生ごみを減量化・資源化してみませんか。



小学校での「生ごみのリサイクル授業」

給食や自宅から出る野菜くずなどの生ごみを「ダンボールコンポスト」に入れて堆肥作りをします。

基本目標5 「食」について知ろう

《現状と課題》

食品の安全性の確保は食生活における基本的な問題であり、食品の安全性が損なわれれば、人々の健康に影響を及ぼし、時には、重大な被害を生じさせる恐れがあります。

近年、さまざまな食の安全性に関する問題が発生し、不安を感じる市民が少なくありません。

食に関するさまざまな情報が氾濫する中で、安心して食生活が送れるよう正しい情報を適切に選別し活用することが重要です。

食品を提供する側が安全性の確保に万全を期すとともに、消費する側も、食品の安全性、栄養成分等、食に関する知識と理解を深めるように努め、自らの判断で食を選択できる力を習得することが必要です。

また、適正な食品表示への取組を進めることが必要です。

基本方針（1）食品の安全性の確保

食に関する情報発信や食品検査を実施し、食の安全性の確保に努めます。

◆施策

① 食品検査などによる安全性の確保

ア 「鹿児島市食品衛生監視指導計画」に基づき、食品等事業者に対する監視指導や、市内で製造・販売される食品の検査を必要に応じて実施します。

イ 環境保全型農業※を推進するとともに、生産者に対し、農薬使用基準の遵守を指導し、生産履歴の記帳の促進を図ります。

② 安全性に関する知識の普及・啓発

ア 最新の科学的知見に基づく情報の収集を行うとともに、市民のひろば・ホームページ・出前講座等を通じて、食品の安全性に関する知識の普及・啓発を行います。

③ 安全性に関する相互理解の推進

ア 本市が実施する食品の安全性に関する施策等について、消費者及

- び食品等事業者との情報交換等を行い、相互理解を推進します。
- イ 食品衛生に関する相談・衛生講習会等を通じて、食の安全性についての情報の共有を図ります。

基本方針（２）食品表示の適正化の推進

法律に基づく適切な表示の徹底について食品等事業者へ啓発するとともに、市民へ食品表示制度等に関する情報提供等を行い、適正な食品表示を推進します。

◆施策

① 食品表示に関する知識の普及・啓発

ア 市民のひろば・ホームページへの掲載や、パンフレットの配布などにより、食品表示についての情報提供や普及・啓発を行います。

② 表示の適正化の推進

- ア 食品等事業者に対し、表示制度の周知を図り、適正な表示を指導します。
- イ 国・県と連携して食品表示の監視を強化し、表示違反食品の発見及び排除に努めます。

（鹿児島市の主な取組）

- ・食品・環境衛生監視指導事業
- ・食品試験検査事業
- ・環境保全型農業の推進
- ・各種講座、研修会の開催 など

コラム

賞味期限と消費期限の違い

	賞味期限	消費期限
意 味	おいしく食べることができる期限	過ぎたら食べない方がよい期限
表 示	3ヶ月を超えるものは年月 3ヶ月以内のものは年月日	年月日
対象食品	スナック菓子、カップめん、缶詰など	弁当、サンドイッチ、生めんなど

参考 農林水産省ホームページ

第5章 ライフステージに応じた取組

生涯にわたって健康で生き生きと生活していくためには、健全な食生活を実践していくことが大切です。生活が多様化している現代においては、ライフスタイルは人により異なりますが、ライフステージに応じた共通の取り組むべき課題があります。

市民一人ひとりが意識をもって、食育を推進していきましょう。

1 乳幼児期（概ね0歳から5歳）

**【こころとからだの健やかな成長を目指し、
食習慣の基礎を身に付けましょう】**

乳幼児期は、食習慣の基礎を身に付ける大切な時期です。

安心と安らぎの中で母乳やミルクを飲み、離乳食を食べる経験を通して、食べる意欲という一生を通じての食べることの基礎を作ります。

また、いろいろな食べ物を見る、触る、味わう等の体験を通して、食への興味や関心を持ち、自分で進んで食べようとする力をはぐくみます。

咀嚼や味覚の形成期としても重要で、特に保護者や周囲の人々からの声かけ、働きかけが大切です。

- 食事を規則的にとる習慣を身に付けましょう
- 十分に遊び、空腹を感じて食事をとる生活リズムをつくりましょう
- 家族や周りの人と一緒に食事を楽しみましょう
- 噛むことや飲み込む力を育てましょう
- 食べ方や箸の使い方など食事のマナーを身に付けましょう
- 「いただきます」「ごちそうさま」のあいさつを身に付けましょう
- いろいろな食材の味を楽しみ、食べたいものを増やしましょう
- 栽培、収穫、調理を通して身近な食材に触れるなど食の体験を広げていきましょう
- 食事の準備や片付けなど食にかかわりましょう

2 学童・思春期 (概ね6歳から19歳)

【食を大切にすることをはぐくみ、食に関する幅広い知識、望ましい食習慣を身に付けましょう】

学童・思春期は、食を大切にすることをや健全な心身をはぐくむと同時に、食に関する知識を身に付ける時期でもあります。

生涯にわたる健康づくりの源となる食習慣の形成のために、発育・発達に合わせた食事をとることが重要です。

また、子どもたち自身が健全な食生活を営むことができるよう、さまざまな学習を通して、栄養バランスや食に関する幅広い知識を習得していくことが大切です。

- 早寝、早起きをして、朝ごはんをしっかり食べましょう
- 規則正しく1日3回食事をする習慣を身に付けましょう
- 栄養バランスのよい食事を適量食べる習慣を身に付けましょう
- よく噛むことの大切さを理解し、食事を味わって食べる習慣を身に付けましょう
- 家族や仲間との楽しい食事を通して、食事のマナーを身に付けましょう
- 家族や仲間と一緒に食事作りや準備を楽しみ、基本的な調理方法を身に付けましょう
- 郷土料理や伝統食に関心を持ち、地域の食材や食文化を学びましょう
- 栽培、収穫などを体験する機会を持ち、食への関心や感謝の気持ちを持ちましょう
- 食べ物を大事にし、無駄にしないようにしましょう
- 食品の品質や安全性に関心を持ちましょう

3 青年期（概ね20歳から39歳）

【健全な食生活や生活リズムを自己管理できる力を身に付けましょう】

青年期は、健康と食生活の関わりを理解し、自己管理のもと、自立した食生活を実践していく時期です。

また、就職・結婚・出産・子育てなど生活が大きく変化する時期でもあり、生活リズムも不規則になりがちで、この時期に多くみられる朝食の欠食は、栄養の偏りや食事のリズムの乱れなどによる肥満や生活習慣病につながりやすくなります。

自分や家族の健康を意識し、健全な食生活や生活習慣を実践することが大切です。

- 生活時間を管理し、朝食をしっかりとるなど生活リズムを見直しましょう
- 栄養バランス、自分にあった食事の量を判断し、自己管理する力を身に付け、適正体重を目指しましょう
- 食事をよく噛んで味わって食べましょう
- 家族や仲間とともに食事を楽しみましょう
- 料理する楽しさや家庭の味を伝えましょう
- 地域や旬の食材を生かした食事を楽しみましょう
- 郷土料理や伝統食などを味わい、作る経験をしましょう
- 環境に関心を持ち、食べ残しや食品の廃棄を減らしましょう
- 家族などと栽培、収穫などを体験する機会を持ちましょう
- 食品の品質や安全性に関する知識を持ち、適正に食品を選択する力を身に付けましょう

4 壮年期 (概ね40歳から64歳)

【食を楽しみ、自ら健全な食生活を実践し、次世代に伝えましょう】

壮年期は、心身ともに成熟し、社会・経済的にも自立した時期です。しかし、職場・地域・家庭の中心であるためストレスが溜まりやすく、多忙なこともあり、不規則な食習慣や運動不足など健康管理がおろそかになりがちです。

これまでの生活習慣や食生活を見直し、次のライフステージを生き生きと過ごすために、健全な食生活を実践し、適切な自己管理をすることが大切です。

また、食に関する豊かな知識や郷土料理、日本の伝統食、四季の行事食など食文化を次世代に継承することも大切です。

- 1日3回、栄養バランスに配慮した食事を楽しみましょう
- 自分の健康と生活習慣や食生活の関係を理解し、適正体重を維持するなど、肥満や生活習慣病予防の取組を実践しましょう
- 口腔の健康に関心を持ち、食事をよく噛んで味わって食べましょう
- 家族や仲間とともに食事をするを大切にしましょう
- 地域や旬の食材を生かした食事を楽しむとともに、子どもや地域の人に伝えましょう
- 家庭の味、郷土料理や伝統食を食生活に取り入れるとともに、子どもや地域の人に伝えましょう
- 環境に関心を持ち、食べ残しや食品の廃棄を減らしましょう
- 食品の品質や安全性に関する知識を持ち、適正に食品を選択する力を身に付けましょう

5 高齢期（概ね65歳以上）

【いつまでも元気に暮らすために、食生活を見直し、食を通じた心豊かな生活を送りましょう】

高齢期は、退職や子どもの自立など生活環境の変化に伴い、社会的、精神的に大きな変化が生じる時期です。

この時期の身体状況、栄養状態は、個人差が大きいことが特徴です。

また、豊かな人生経験と、これまでに得た知識などを地域社会で生かすことや、郷土料理などを家庭や地域で次世代に伝える取組が求められます。

食を楽しみ、心身ともに豊かな生活を送るために、自分の健康管理に努め、健全な食生活や生活習慣を実践することが大切です。

- 1日3回、栄養バランスに配慮した食事を楽しみ、栄養の過剰摂取や低栄養を予防しましょう
- 自らの健康状態にあった食生活に心がけましょう
- 口腔機能の維持向上に努め、食事をよく噛んで味わって食べましょう
- 家族や仲間とともに食事を楽しみましょう
- 地域や旬の食材を生かした食事を楽しむとともに、子どもや地域の人に伝えましょう
- 家庭の味、郷土料理や伝統食を食生活に取り入れるとともに、子どもや地域の人に伝えましょう
- 環境に関心を持ち、食べ残しや食品の廃棄を減らしましょう

第6章 計画の数値目標

	目 標 項 目	現状値 平成 25 年度	目標値 平成 30 年度	
①	食育に関心を持っている人の割合の増加	80.6%	90%以上	
②	「食事バランスガイド」等を参考に食生活を送っている人の割合の増加	56.2%	65%以上	
③	メタボリックシンドロームの予防や改善のための取組を継続して行っている人の割合の増加	24.5%	30%以上	
④	食事をよく噛んで味わって食べる人の割合の増加 (ひとくち30回以上噛むことを目標)	31.8%	40%以上	
5	食生活改善推進員の数の増加	431人*	500人以上	
⑥	朝食を食べない人の割合の減少	20歳代の男性	16.7%	15%以下
		30歳代の男性	30.7%	15%以下
		40歳代の男性	18.7%	15%以下
⑦	朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数の増加 (朝食＋夕食の週平均)	週8.8回	週10回以上	
⑧	地場産(鹿児島県産)の農畜産物・水産物を意識して購入する人の割合の増加	85.0%	90%以上	
⑨	鹿児島の郷土料理・伝統食を1種類でも作ることもできる人の割合の増加	73.3%	85%以上	
⑩	農林漁業体験を経験した人の割合の増加	18歳以上	64.7%	85%以上
		中学生から18歳未満	83.9%	95%以上
		未就学児・小学生	87.1%	95%以上
⑪	食品の選択・調理方法について知識のある人の割合の増加	76.3%	90%以上	

・番号に○がついている項目の現状値(平成25年度)は、食育に関する市民意識調査結果(平成25年7月実施)

・*は、平成24年度実績

第7章 計画の推進体制

食育を推進するために、関係機関・団体が連携して取り組んでいきます。

【鹿児島市食育推進委員会】

市民や、学識経験者、消費者団体、教育福祉関係団体、保健医療関係団体、農林水産業関係団体、食品関係団体の代表者で構成する組織で、本計画の推進や計画に基づく施策に関する協議等を行います。

【鹿児島市食育推進連絡会議】

市役所内の関係部署で構成する組織で、本市の食育に係る事業施策が円滑に推進されるよう進行管理や情報交換などを行います。

【鹿児島市食育推進ネットワーク】

食に関わる各種関係機関・団体等が、お互いの情報交換・交流を進めるとともに、活動の協力等を行い、本市の食育の推進を図ります。

資料編

- ・ 策定経過
- ・ 鹿児島市食育推進委員会設置要綱
- ・ 鹿児島市食育推進委員会委員名簿
- ・ 鹿児島市食育推進連絡会議設置要綱
- ・ 食育基本法
- ・ 本市の主な事業一覧
- ・ 用語解説

策定経過

平成25年度

時 期		内 容
5月	9日	第1回鹿児島市食育推進連絡会議ワーキンググループ会議 内容：策定スケジュール、食育に関する市民意識調査の検討等
	27日	第1回鹿児島市食育推進連絡会議 内容：策定スケジュール、食育に関する市民意識調査について等
6月	3日	第1回鹿児島市食育推進委員会 内容：策定スケジュール、食育に関する市民意識調査について等
7月	8日～ 28日	かごしま市食育推進計画最終評価のための食育に関する市民意識調査 調査対象：市民5,800人
8月	30日	第2回鹿児島市食育推進連絡会議ワーキンググループ会議 内容：食育に関する市民意識調査集計結果・速報報告書について、「食をめぐる現状及び課題」の協議
9月	30日	第3回鹿児島市食育推進連絡会議ワーキンググループ会議 内容：食育の現状と課題のまとめ、第二次計画の数値目標、基本的な考え方等
10月	11日	第2回鹿児島市食育推進連絡会議 内容：食育の現状と課題について、第二次計画の基本理念・基本目標・基本方針等
	25日	第2回鹿児島市食育推進委員会 内容：食育の現状と課題について、第二次計画の基本理念・基本目標・基本方針等
11月	22日	第3回鹿児島市食育推進連絡会議及び第1回鹿児島市食育推進連絡会議幹事会 内容：第二次計画素案について等
12月	2日	第3回鹿児島市食育推進委員会 内容：第二次計画素案について等
1月		第二次かごしま市食育推進計画素案に係るパブリックコメントの実施 (平成25年12月24日～平成26年1月28日 36日間)
2月	7日	第4回鹿児島市食育推進連絡会議 内容：第二次かごしま市食育推進計画案について等
3月	12日	第4回鹿児島市食育推進委員会 内容：第二次かごしま市食育推進計画案について等
	28日	第二次かごしま市食育推進計画案報告式
	31日	第二次かごしま市食育推進計画（平成26年～30年度）の策定

鹿児島市食育推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 食育基本法に基づく本市の市町村食育推進計画（以下「計画」という。）の総合的かつ計画的な推進を図るとともに、次期計画の策定に当たり、多様な意見を反映させるため、鹿児島市食育推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 計画の推進及び計画に基づく施策に関すること。
- (2) 次期計画の策定に関すること。
- (3) その他計画の推進及び次期計画の策定に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員18人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる選任区分ごとに当該各号に定める人数を、市長が委嘱する。

- (1) 市内に居住する者で公募に応じたもの 3人以内
- (2) 学識経験者 1人以内
- (3) 消費者団体等の代表者 2人以内
- (4) 教育福祉関係団体の代表者 4人以内
- (5) 保健医療関係団体の代表者 3人以内
- (6) 農林水産業関係団体の代表者 2人以内
- (7) 食品関係団体の代表者 3人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長等の職務)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理し、委員会の会議（次条において「会議」という。）の議長を務める。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が必要に応じて招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉局すこやか長寿部健康総務課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成21年4月21日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年2月28日から施行する。

鹿児島市食育推進委員会委員名簿

(平成25年度)

	氏名	役職等
委員長	福司山 エツ子	鹿児島女子短期大学名誉教授
副委員長	美園 俊明	鹿児島市医師会理事
委員	飯田 真紀	公募委員
	上山 友子	公募委員
	柿元 美保	公募委員
	尾之上 真	鹿児島市PTA連合会保健体育部長
	徳永 宮子	鹿児島市食生活改善推進員連絡協議会会長
	中道 辰代	鹿児島市保育園協会理事
	村川 美智子	鹿児島市私立幼稚園協会教育研究委員
	奥 善一	鹿児島市小学校長会副会長
	安山 美由紀	鹿児島地区栄養教諭等協議会副会長
	濱坂 卓郎	鹿児島市歯科医師会理事
	森田 洋子	鹿児島県栄養士会理事
	久保 茂吉	鹿児島市農産物等流通促進協議会会長
	台場 順一	いお・かごしま魚食普及拡大推進協議会
肥後 辰彦	鹿児島市食品衛生協会会長	
下原 和香	鹿児島県調理師連合会理事	

鹿児島市食育推進連絡会議設置要綱

(設置)

第1条 食育基本法に基づく本市の市町村食育推進計画（以下「計画」という。）に係る事業施策を円滑に推進するに当たり、庁内の連絡調整を図るとともに、次期計画の策定に必要な事項を調査検討するため、鹿児島市食育推進連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 連絡会議の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 計画の推進及び進行管理に関すること。
- (2) 次期計画の策定に係る事項の調査検討に関すること。
- (3) その他計画の推進及び次期計画の策定に関し必要な事項

(組織)

第3条 連絡会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、健康福祉局すこやか長寿部長をもって充てる。
- 3 副会長は、保健所長をもって充てる。
- 4 委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(会長等の職務)

第4条 会長は、連絡会議を代表し、会務を総理し、連絡会議の会議（次条において「会議」という。）の議長を務める。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(幹事会)

第6条 連絡会議の所掌事項に関する具体的な事項について調査検討させるため、連絡会議に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、調査検討した結果を連絡会議に報告する。
- 3 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。
- 4 幹事長は、健康福祉局すこやか長寿部健康総務課長をもって充てる。
- 5 副幹事長は、保健所保健予防課長をもって充てる。
- 6 幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 7 幹事長等の職務及び幹事会の会議については、前2条の規定を準用する。
- 8 幹事会における調査検討に係る資料等の作成のため、幹事会に関係課の職員をもって組織するワーキンググループを置くことができる。

(庶務)

第7条 連絡会議の庶務は、健康福祉局すこやか長寿部健康総務課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成21年5月13日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年2月28日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年4月17日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

鹿児島市食育推進連絡会議委員

企画財政局企画部長

市民局市民文化部長

環境局環境部長

健康福祉局子育て支援部長

経済局観光交流部長

経済局農林水産部長

中央卸売市場長

教育委員会事務局教育部長

別表第2（第6条関係）

鹿児島市食育推進連絡会議幹事会幹事

企画財政局企画部政策推進課長

市民局市民文化部消費生活センター所長

環境局環境部環境政策課長

健康福祉局すこやか長寿部長寿支援課長

健康福祉局子育て支援部子育て支援推進課長

健康福祉局子育て支援部保育課長

保健所生活衛生課長

経済局観光交流部グリーンツーリズム推進課長

経済局農林水産部農政総務課長

経済局農林水産部生産流通課長

中央卸売市場青果市場長

中央卸売市場魚類市場長

教育委員会事務局教育部保健体育課長

教育委員会事務局教育部学校教育課長

教育委員会事務局教育部生涯学習課長

食育基本法

(平成17年6月17日法律第63号)

前文

第1章 総則(第1条—第15条)

第2章 食育推進基本計画等(第16条—第18条)

第3章 基本的施策(第19条—第25条)

第4章 食育推進会議等(第26条—第33条)

附則

二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並び

に食料自給率の向上に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが重要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成)

第2条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。

(食に関する感謝の念と理解)

第3条 食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。

(食育推進運動の展開)

第4条 食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るものとするとともに、その連携を図りつつ、あまねく全国において展開されなければならない。

(子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割)

第5条 食育は、父母その他の保護者にあつては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあつては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

(食に関する体験活動と食育推進活動の実践)

第6条 食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われなければならない。

(伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献)

第7条 食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等に配慮し、我が国の食料の需要及び供給の状況についての国民の理解を深めるとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図ることにより、農山漁村の活性化と我が国の食料自給率の向上に資するよう、推進されなければならない。

(食品の安全性の確保等における食育の役割)

第8条 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなければならない。

(国の責務)

第9条 国は、第二条から前条までに定める食育に関する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第10条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(教育関係者等及び農林漁業者等の責務)

第11条 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健(以下「教育等」という。)に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体(以下「教育関係者等」という。)は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2 農林漁業者及び農林漁業に関する団体(以下「農林漁業者等」という。)は、農林漁業に関する体験活動等が食に関する国民の関心及び理解を増進する上で重要な意義を有することにかんがみ、基本理念にのっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、国民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行う

よう努めるものとする。

(食品関連事業者等の責務)

第12条 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体(以下「食品関連事業者等」という。)は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する食育の推進に関する施策その他の食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

(国民の責務)

第13条 国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第14条 政府は、食育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第15条 政府は、毎年、国会に、政府が食育の推進に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

第2章 食育推進基本計画等

(食育推進基本計画)

第16条 食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するものとする。

2 食育推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 食育の推進に関する施策についての基本的な方針
- (2) 食育の推進の目標に関する事項
- (3) 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項
- (4) 前三号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 食育推進会議は、第一項の規定により食育推進基本計画を作成したときは、速やかにこれを内閣総理大臣に報告し、及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

4 前項の規定は、食育推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県食育推進計画)

第17条 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県食育推進計画」という。)を作成するよう努めなければならない。

2 都道府県(都道府県食育推進会議が置かれている都道府県にあっては、都道府県食育推進会議)は、都道府県食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その

要旨を公表しなければならない。

(市町村食育推進計画)

第18条 市町村は、食育推進基本計画(都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画)を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画(以下「市町村食育推進計画」という。)を作成するよう努めなければならない。

2 市町村(市町村食育推進会議が置かれている市町村にあつては、市町村食育推進会議)は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

第3章 基本的施策

(家庭における食育の推進)

第19条 国及び地方公共団体は、父母その他の保護者及び子どもの食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣の確立に資するよう、親子で参加する料理教室その他の食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会の提供、健康美に関する知識の啓発その他の適切な栄養管理に関する知識の普及及び情報の提供、妊産婦に対する栄養指導又は乳幼児をはじめとする子どもを対象とする発達段階に応じた栄養指導その他の家庭における食育の推進を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(学校、保育所等における食育の推進)

第20条 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の痩身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

(地域における食生活の改善のための取組の推進)

第21条 国及び地方公共団体は、地域において、栄養、食習慣、食料の消費等に関する食生活の改善を推進し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、健全な食生活に関する指針の策定及び普及啓発、地域における食育の推進に関する専門的知識を有する者の養成及び資質の向上並びにその活用、保健所、市町村保健センター、医療機関等における食育に関する普及及び啓発活動の推進、医学教育等における食育に関する指導の充実、食品関連事業者等が行う食育の推進のための活動への支援等必要な施策を講ずるものとする。

(食育推進運動の展開)

第22条 国及び地方公共団体は、国民、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者

等その他の事業者若しくはその組織する団体又は消費生活の安定及び向上等のための活動を行う民間の団体が自発的に行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生かしつつ、相互に緊密な連携協力を図りながらあまねく全国において展開されるようにするとともに、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう、食育の推進に関する普及啓発を図るための行事の実施、重点的かつ効果的に食育の推進に関する活動を推進するための期間の指定その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に当たっては、食生活の改善のための活動その他の食育の推進に関する活動に携わるボランティアが果たしている役割の重要性にかんがみ、これらのボランティアとの連携協力を図りながら、その活動の充実が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

(生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等)

第23条 国及び地方公共団体は、生産者と消費者との間の交流の促進等により、生産者と消費者との信頼関係を構築し、食品の安全性の確保、食料資源の有効な利用の促進及び国民の食に対する理解と関心の増進を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、農林水産物の生産、食品の製造、流通等における体験活動の促進、農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用その他のその地域内における消費の促進、創意工夫を生かした食品廃棄物の発生の抑制及び再生利用等必要な施策を講ずるものとする。

(食文化の継承のための活動への支援等)

第24条 国及び地方公共団体は、伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地域の特色ある食文化等我が国の伝統のある優れた食文化の継承を推進するため、これらに関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進)

第25条 国及び地方公共団体は、すべての世代の国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食品の安全性、栄養、食習慣、食料の生産、流通及び消費並びに食品廃棄物の発生及びその再生利用の状況等について調査及び研究を行うとともに、必要な各種の情報の収集、整理及び提供、データベースの整備その他食に関する正確な情報を迅速に提供するために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に資するため、海外における食品の安全性、栄養、食習慣等の食生活に関する情報の収集、食育に関する研究者等の国際的交流、食育の推進に関する活動についての情報交換その他国際交流の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

第4章 食育推進会議等

(食育推進会議の設置及び所掌事務)

第26条 内閣府に、食育推進会議を置く。

2 食育推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 食育推進基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。

(組織)

第27条 食育推進会議は、会長及び委員25人以内をもって組織する。

(会長)

第28条 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第29条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 内閣府設置法（平成11年法律第89号）第9条第1項に規定する特命担当大臣であつて、同項の規定により命を受けて同法第4条第1項第18号に掲げる事項に関する事務及び同条第3項第27号の3に掲げる事務を掌理するもの（次号において「食育担当大臣」という。）

(2) 食育担当大臣以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(3) 食育に関して十分な知識と経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第3号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第30条 前条第1項第3号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第3号の委員は、再任されることができる。

(政令への委任)

第31条 この章に定めるもののほか、食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県食育推進会議)

第32条 都道府県は、その都道府県の区域における食育の推進に関して、都道府県食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、都道府県食育推進会議を置くことができる。

2 都道府県食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(市町村食育推進会議)

第33条 市町村は、その市町村の区域における食育の推進に関して、市町村食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、市町村食育推進会議を置くことができる。

2 市町村食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成21年6月5日法律第49号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、消費者庁及び消費者委員会設置法(平成21年法律第48号)の施行の日から施行する。

本市の主な事業一覧

1 「食」で健康な心身をつくろう

- (1) 食育の意識啓発
- (2) 健全な食生活の推進

事業名	事業概要	担当課
食育推進事業	本計画による食育を推進するため、食に関する情報を発信するとともに、食育推進ネットワークの連携強化や関係団体、生産者、ボランティア等の食育実践活動に対して支援や助言を行う。	健康総務課
健康増進計画推進事業	かごしま市民すこやかプランによる市民の健康づくりを推進するため、健康づくり推進市民会議の運営や情報発信を行う。	健康総務課
生活習慣改善支援事業	栄養・食生活（食行動）に関する正しい知識の普及・啓発を図る各種健康教育、健康相談を実施する。	保健予防課・ 各保健センター・ 各保健福祉課
栄養改善対策事業	市民に食生活を中心とした健康づくりの正しい知識と実践の普及を図るとともに、喫食者の健康状態に影響を与える給食施設等に指導を行うことにより、市民の健康及び体力の保持・増進を図る。	保健予防課・ 各保健センター・ 各保健福祉課
食生活改善推進事業	市民に食生活を中心とした健康づくりの正しい知識を普及するため、食生活改善推進員を育成し、地域活動を展開する。	保健予防課・ 各保健センター・ 各保健福祉課
地域食育推進事業	地域における食育推進のため本計画に基づき事業を実施し、市民の健全な食生活の実現と豊かな食文化の継承及び発展に寄与する。	保健予防課・ 各保健センター
特定健康診査・ 特定保健指導事業	医療費適正化対策として、糖尿病等の生活習慣病予防の徹底を図るため、40歳以上75歳未満の国保被保険者を対象に、メタボリックシンドロームに着目した健康診査及び保健指導を実施する。	国民健康保険課
妊婦健康診査・ 健康相談事業	妊婦の健康管理の充実と経済的負担の軽減を図るために、公費負担による妊婦健康診査を実施する。母子健康手帳交付時に妊婦に対して健康相談を実施する。	母子保健課・ 各保健センター・ 各保健福祉課
乳幼児健康診査事業	心身の発達・育児の上で最も大切な乳幼児期に異常を早期に発見し、適切な措置を講ずるため、健康診査や栄養・歯科・育児指導を実施する。	母子保健課・ 各保健センター・ 各保健福祉課

事業名	事業概要	担当課
母と子の健康教室事業	初めて育児をする母親とその家族を対象に、育児や離乳食、歯・口の健康等に関する知識を学ぶ教室を実施する。	母子保健課・各保健センター・各保健福祉課
育児支援事業	保健センターや公民館等で、育児に関する相談や栄養・歯科相談を実施する。	母子保健課・各保健センター・各保健福祉課
乳幼児歯の健康づくり事業	1歳児に歯科健康診査、2歳児、2歳6か月児、翌年度に小学校入学を控えた幼児に歯科健康診査及びフッ素塗布を実施する。	保健予防課
歯科保健事業	歯科保健に関する正しい知識を普及するため、健康教育や保健指導を実施する。	保健予防課・各保健センター・各保健福祉課
口腔機能向上事業	介護予防のため、二次予防事業の対象者に対して、口腔機能の向上のためのサービスを提供して、生活機能の維持・向上を図る。	保健予防課
介護予防健康教育事業	65歳以上の高齢者に対して、生活習慣病予防・低栄養予防・口腔機能低下予防等、介護予防の啓発のための健康教育を実施する。	保健予防課・各保健センター・各保健福祉課



〈鹿児島市食育推進ネットワーク会議〉



〈鹿児島市食育推進支援員の派遣〉

2 「食」の楽しさを身に付けよう

- (1) 家庭・地域における食育推進
- (2) 学校等における食育推進

事業名	事業概要	担当課
食育推進事業 (再掲)	本計画による食育を推進するため、食に関する情報を発信するとともに、食育推進ネットワークの連携強化や関係団体、生産者、ボランティア等の食育実践活動に対して支援や助言を行う。	健康総務課
栄養改善対策事業 (再掲)	市民に食生活を中心とした健康づくりの正しい知識と実践の普及を図るとともに、喫食者の健康状態に影響を与える給食施設等に指導を行うことにより、市民の健康及び体力の保持・増進を図る。	保健予防課・ 各保健センター・ 各保健福祉課
食生活改善推進事業 (再掲)	市民に食生活を中心とした健康づくりの正しい知識を普及するため、食生活改善推進員を育成し、地域活動を展開する。	保健予防課・ 各保健センター・ 各保健福祉課
地域食育推進事業 (再掲)	地域における食育推進のため本計画に基づき事業を実施し、市民の健全な食生活の実現と豊かな食文化の継承及び発展に寄与する。	保健予防課・ 各保健センター
妊婦健康診査・ 健康相談事業 (再掲)	妊婦の健康管理の充実と経済的負担の軽減を図るために、公費負担による妊婦健康診査を実施する。母子健康手帳交付時に妊婦に対して健康相談を実施する。	母子保健課・ 各保健センター・ 各保健福祉課
乳幼児健康診査事業 (再掲)	心身の発達・育児の上で最も大切な乳幼児期に異常を早期に発見し、適切な措置を講ずるため、健康診査や栄養・歯科・育児指導を実施する。	母子保健課・ 各保健センター・ 各保健福祉課
母と子の健康教室事業 (再掲)	初めて育児をする母親とその家族を対象に、育児や離乳食、歯・口の健康等に関する知識を学ぶ教室を実施する。	母子保健課・ 各保健センター・ 各保健福祉課
育児支援事業 (再掲)	保健センターや公民館等で、育児に関する相談や歯科・栄養相談を実施する。	母子保健課・ 各保健センター・ 各保健福祉課
乳幼児歯の健康づくり事業 (再掲)	1歳児に歯科健康診査、2歳児、2歳6か月児、翌年度に小学校入学を控えた幼児に歯科健康診査及びフッ素塗布を実施する。	保健予防課
愛のふれあい会食事業	家に閉じこもりがちな高齢者と会食を実施するボランティア団体等が集会所や地域福祉館などで会食を行う際に、デイサービスセンター等で調理した食事(一部自己負担あり)を提供する。	長寿支援課

事業名	事業概要	担当課
心をつなぐ訪問給食事業	援護を必要とする一人暮らし高齢者等に定期的に食事を提供することにより、安否確認を行うとともに、栄養バランスが崩れがちな高齢者の食生活の向上と孤独感の解消を図り自立意欲を促す。	長寿支援課
口腔機能向上事業（再掲）	介護予防のため、二次予防事業の対象者に対して、口腔機能の向上のためのサービスを提供して、生活機能の維持・向上を図る。	保健予防課
高齢者栄養改善事業	介護予防のため、二次予防事業の対象者に対して、栄養改善プログラムを立て、要介護状態になることを予防する。	保健予防課
高齢者健康相談事業	65歳以上の高齢者に対して、介護予防、生活習慣病予防の啓発のための個別の相談を実施する。	保健予防課・ 各保健センター・ 各保健福祉課
介護予防健康教育事業（再掲）	65歳以上の高齢者に対して、生活習慣病予防・低栄養予防・口腔機能低下予防等、介護予防の啓発のための健康教育を実施する。	保健予防課・ 各保健センター・ 各保健福祉課
学校給食活動の充実	学校給食を通して、仲間との食事の楽しさ等について理解させる。	保健体育課

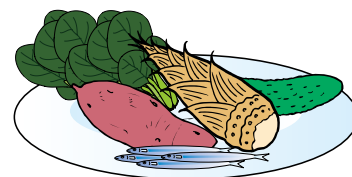


〈保育所給食〉

3 鹿児島県の「食」を味わい伝えよう

- (1) 地産地消の推進
- (2) 郷土料理・食文化の継承

事業名	事業概要	担当課
農林水産物地産地消推進事業	地産地消の一層の推進を図るため、市内産農産物旬のキャンペーンや旬のクッキング教室のほか、まちのにぎわいを創出する暮れの市を開催する。	生産流通課
青果市場活性化推進事業	市場の見学ツアーや出前授業等を開催し、市場の機能や役割、鹿児島の旬の青果物について理解を深め、地産地消を推進する。	青果市場
“いお・かごしま”魚食普及拡大推進協議会事業	市場見学や料理教室、出前授業等の開催、ホームページ等を通して、料理方法や水産物の魅力、鹿児島の旬の水産物についての情報を発信し、魚食普及と地産地消を推進する。	魚類市場
鹿児島市農林水産まつりの開催	市民とのふれあいを通じ、本市農林水産業への理解を深めてもらうとともに、安心安全な本市農林水産物の消費拡大を図るため、鹿児島市農林水産まつりを春と秋の2回開催する。	生産流通課
地域農業まつりの開催	自然豊かな各地域において、「まつり」を開催することで、本市農林水産物の消費拡大と農業への理解を深める。	生産流通課
鹿児島をまるごと味わう学校給食週間の実施	学校給食記念日の1月24日を含む1週間の中で、鹿児島県内産の食材を活用し、児童生徒に地域の特産物や郷土料理、産業への関心を持たせ、感謝の心を育てる。	保健体育課
給食での郷土料理献立等の実施	学校給食の献立に、昔から伝わる料理や季節、行事にちなんだ料理を取り入れ、食文化や食に関わる歴史等を理解し、尊重する心を育てる。	保健体育課
地域食育推進事業（再掲）	地域における食育推進のため本計画に基づき事業を実施し、市民の健全な食生活の実現と豊かな食文化の継承及び発展に寄与する。	保健予防課・各保健センター



4 「食」を体験しよう

- (1) 農林漁業体験の促進
- (2) 環境に配慮した取組の推進

事業名	事業概要	担当課
グリーン・ツーリズム推進事業	農家民泊の促進や活動団体等の支援とともに、グリーン・ツーリズムを体験するツアーを行うほか、新たに生活情報紙を活用し本市の農村地域の魅力を情報発信する。	グリーンツーリズム推進課
観光農業公園交流体験事業	観光農業公園内の体験用農地や交流体験館等において、農業、自然、調理及び環境の各種体験プログラムを実施するほか、来園者同士の交流促進を図る。	グリーンツーリズム推進課
市民農園運営補助事業	農業者が開設する、市民を対象にした農園の設置を支援し、農作業体験を通じて、農業と農村への理解と認識を深めてもらうとともに、地域の活性化を図る。	農政総務課
青果市場活性化推進事業（再掲）	市場見学や出前授業等の際に、旬の青果物を試食し、そのおいしさを体験していただき、鹿児島県の安全・安心な青果物に対する理解を深める。	青果市場
“いお・かごしま”魚食普及拡大推進協議会事業（再掲）	市場見学や出前授業等において、市場の機能や役割の紹介、模擬セリや魚のさばき方等を体験してもらうことで、水産物のおいしさや魅力を伝え、魚食普及を推進する。	魚類市場
学校等における農林漁業に関する体験活動の実施	「総合的な学習の時間」等において食農等に関する体験活動を充実させ、特色ある教育活動を展開することにより、児童生徒に生きる力をはぐくむ。	学校教育課
生ごみの減量化・資源化推進事業	生ごみ処理機器を購入設置した市民に対し補助金を交付するとともに、ダンボールコンポストの使い方講座受講者に、基材を無償配布し、家庭から出る生ごみの減量化・資源化を図る。	リサイクル推進課

5 「食」について知ろう

- (1) 食品の安全性の確保
- (2) 食品表示の適正化の推進

事業名	事業概要	担当課
食品・環境衛生 監視指導事業	食品衛生法に基づき、営業施設等の許可や監視指導、食品の収去検査等を実施することにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、食品の安全性の確保を図る。	生活衛生課
食品試験検査事業	食品・飲食物及び家庭用品等の検査を行うことにより、市民の健康と安全を図る。	保健環境試験所
環境保全型農業 の推進	環境への負荷の軽減に配慮した持続的な農業生産を推進することにより、安全で良質な農産物の安定供給に努める。	生産流通課

用語解説

(計画本編中には、最初に出てくる箇所のみ※印を表示しています。)

【あ行】

○ う^{しょく}蝕

むし歯。歯垢の中の細菌が飲食物に含まれる糖分を利用して酸を作り、その酸によって歯が溶かされる病気。

○ お達者クラブ

本市の介護予防事業の一つであり、外出する機会の少ない方々が、月2回地域の公民館等の身近な施設で体操や創作活動、レクリエーション等を通じて、心身の機能低下を防ぎ、生きがいをもって暮らせるように保健師や健康づくり推進員が、地域の人々とともに行う活動。

【か行】

○ 噛ミング30（カミングサンマル）

より健康な生活を目指すという観点から、ひとくち30回以上噛むことを目標として厚生労働省が提唱した運動。

○ 体にやさしいかごしまメニューのお店

市民が体にやさしいかごしまメニューを通して自分に必要な1食分の食事量・味付け、組み合わせ及びエネルギーなどを理解することなどを目的に、1食分の食材料の基準を満たしたメニューを提供するお店として登録された市内の飲食店等。

○ 環境保全型農業

農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて、化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業。

○ グリーン・ツーリズム

農村地域の自然、文化、人々との交流を楽しむ活動。

【さ行】

○ 歯周病

歯に付着した歯垢の中の細菌により、歯肉に出血や腫れなどの炎症が起こり、進行すると歯を支えている骨が溶かされ、歯が抜けてしまう病気。以前は歯槽膿漏と呼ばれていた。

○ 食育

さまざまな経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

○ 食育推進支援員

本計画に基づいた食育を推進するため、食育実践活動を行う際の諸問題や課題について、必要な支援・情報提供などを行う、食育に関する専門的な知識や経験を有する者。

○ 食料自給率

国内の食料消費が、国産でどの程度賅えているかを示す指標のこと。

食料全体における自給率を示す指標として、供給熱量（カロリー）ベース、生産額ベースの2とおりの方法で算出する。

○ 生活習慣病

生活習慣（過食、運動不足、喫煙、過剰飲酒等）の積み重ねによって引き起こされる病気の総称。主な生活習慣病には、がん、高血圧、高脂血症、糖尿病、心筋梗塞、動脈硬化、脳梗塞、痛風、メタボリックシンドローム、歯周病などがある。

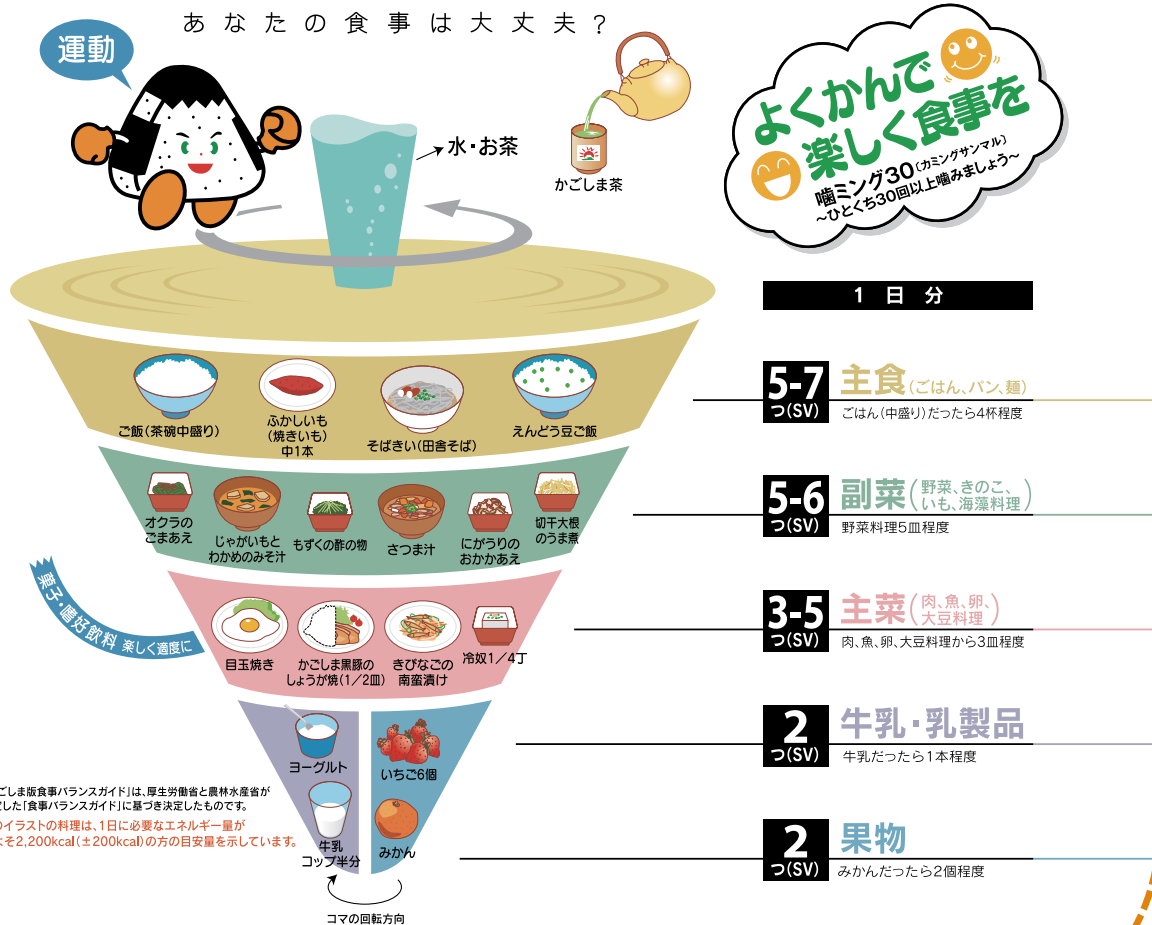
○ 食事バランスガイド

1日に「何を」「どれだけ」食べたら良いか一目でわかる食事の目安。5つの料理グループ（主食、副菜、主菜、牛乳・乳製品、果物）の組み合わせでバランスがとれるよう、それぞれの適量をコマをイメージしたイラストでわかりやすく示している。バランス良く食べて、運動をすると、コマは安定して回るが、食事のバランスが悪いと、コマは傾いて倒れてしまうことを意味する。

かごしま版食事バランスガイド

特徴

県民の皆様が、親しみながら食生活の改善に取り組んでいただけるように、鶏飯やからいもご飯、さつま汁、豚骨、きびなごの刺身など、なじみのある郷土料理を盛り込んでいます。



資料 鹿児島県ホームページ

【た行】

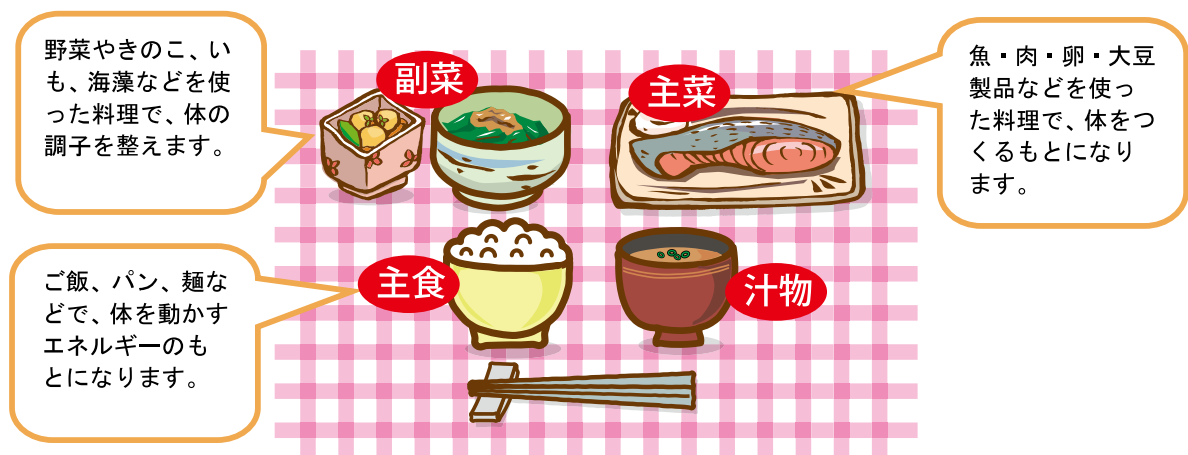
○ 地域が育む「かごしまの教育」県民週間

学校・家庭・地域社会のより一層の連携と協力の下に、県民一人ひとりが鹿児島島の教育について考える気運を高め、本県教育の充実と発展を図るために設けられた週間。

【な行】

○ 日本型食生活

日本の気候風土に適した米を中心に、魚や肉、野菜、海草、豆類などの多様な副食（おかず）を組み合わせる食生活。健康的で栄養バランスに優れており、また、調理法の工夫などにより、日本各地で生産される豊かな食材の持ち味を生かしつつ、多彩に盛り込んでいるのが特徴。



【は行】

○ 8020（ハチマル・ニイマル）運動

「80歳になっても自分の歯を20本以上保とう」という運動で、生涯にわたり自分の歯でものを噛むことを意味する。

【ま行】

○ メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）

おなかの内臓まわりに脂肪が蓄積した内臓脂肪型肥満に加えて、高血糖、高血圧、脂質異常うちいずれか2つ以上をあわせ持った状態。

第二次かごしま市食育推進計画

発行年月 平成26年5月
編集・発行 鹿児島市健康福祉局すこやか長寿部健康総務課
〒892-8677
鹿児島市山下町11番1号
電話 099-216-1492